

令和元年9月5日（木曜日）

○出席議員（13名）

議 長	中 川	達 君	7 番	生 田	勇 人 君
1 番	土 屋	克 之 君	8 番	恩 道	正 博 君
2 番	西 尾	雄 次 君	9 番	北 川	悦 子 君
3 番	米 田	一 香 君	10 番	夷 藤	満 君
4 番	磯 貝	幸 博 君	11 番	清 水	文 雄 君
5 番	小 谷	一 也 君	12 番	南	守 雄 君
6 番	七 田	満 男 君			

○説明のため出席した者

町	長 川	口 克 則 君	町 民 福 祉 部	子 育 て 支 援 課 長	高 平 紀 子 君
副 町	長 中 山	隆 志 君	町 民 福 祉 部	保 險 年 金 課 長	北 正 樹 君
教 育	長 久 下	恭 功 君	町 民 福 祉 部	保 險 年 金 課 長 担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長 (保 健 セ ン タ ー 担 当)	山 田 卓 矢 君
総 務 部 長	長 谷 川	徹 君	町 民 福 祉 部	福 祉 課 長	上 出 勝 浩 君
町 民 福 祉 部 長	上 島	恵 美 君	都 市 整 備 部	企 画 課 長	松 井 賢 志 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長 (保 險 年 金 ・ 福 祉 担 当)	出 嶋	剛 君	都 市 整 備 部	地 域 振 興 課 長	橋 本 良 君
都 市 整 備 部 長	田 中	義 勝 君	都 市 整 備 部	地 域 振 興 課 長 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長	長 谷 川 万 里 子 君
都 市 整 備 部 担 当 部 長 (地 域 振 興 ・ 上 下 水 道 担 当)	銭 丸	弘 樹 君	都 市 整 備 部	都 市 建 設 課 長	上 前 浩 和 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	上 出	功 君	都 市 整 備 部	都 市 建 設 課 北 部 開 発 担 当 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長	宮 崎 重 幸 君
消 防 本 部 消 防 長 兼 消 防 司 令 長	高 道	三 春 君	都 市 整 備 部	上 下 水 道 課 長	高 橋 均 君
総 務 部 総 務 課 長	中 川	裕 一 君	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長		神 農 孝 夫 君
総 務 部 総 務 課 長 人 事 秘 書 担 当 課 長	吉 田	真 理 子 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長		堀 川 竜 一 君
総 務 部 財 政 課 長	宮 本	義 治 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長 兼 男 女 共 同 参 画 室 長		助 田 有 二 君
総 務 部 税 務 課 長 兼 総 合 収 納 室 長	北 野	享 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 担 当 課 長 兼 図 書 館 長		中 居 洋 人 君
町 民 福 祉 部 長 住 民 課 長	福 島	誠 一 君	消 防 本 部 消 防 次 長 兼 消 防 署 長		重 島 康 人 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 棚 田 進 君 事務局 書記 小 坂 しおり 君
事務局 参事兼次長 東 康 弘 君

○議事日程（第2号）

令和元年9月5日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程

議案第49号 令和元年度内灘町一般会計補正予算（第2号）から

議案第61号 内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで及び

認定第1号 平成30年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第7号 平成30年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第2

議会議案第5号 内灘町議会決算特別委員会の設置について

日程第3

選任第4号 内灘町議会決算特別委員会委員の選任について

日程第4

町政一般質問

2番 西 尾 雄 次

1番 土 屋 克 之

5番 小 谷 一 也

11番 清 水 文 雄

3番 米 田 一 香

9番 北 川 悦 子



午前10時00分開議

○開 議

○議長【中川達君】 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様方におかれましては、早朝より一般質問ということで審議をお聞きになってきていただき、大変ご苦勞さまでございます。

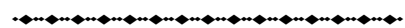
議員各位におかれましては、この期間中、体調管理に十分留意をなされ、慎重なる審議をお願いします。心からお願いを申し上げます。

本日は、町政に対する一般質問を行います。本会議場では、携帯電話の電源は必ずお切

りくださいますようお願い申し上げます。

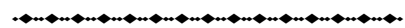
また、傍聴の皆様には、議員が質問している際は、静粛にさせていただき、立ち歩いたり退席しないよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は、13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【中川達君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、9月3日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【中川達君】 日程第1、議案第49号令和元年度内灘町一般会計補正予算(第2号)から議案第61号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで及び認定第1号平成30年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号平成30年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの20議案を一括して議題といたします。

○質疑の省略

○議長【中川達君】 各議案に対する提案理由の説明は、既に聴取してあります。

なお、提出議案に対する質疑については、昨日までに質疑の通告がありませんでしたので、質疑なしとして質疑を省略いたします。

○議案等の委員会付託

○議長【中川達君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号令和元年度内灘町一般会計補正予算(第2号)から議案第52号令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第2号)まで及び議案第54号内灘町森林環境譲与税基金条例の制定についてから議案第61号内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでの12議案は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、各議案は議案付託表のとおり所管の各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○決算特別委員会の設置

○議長【中川達君】 日程第2、議会議案第5号内灘町議会決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第53号平成30年度

内灘町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第1号平成30年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号平成30年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの8件については、お手元に配付の案のとおり6人の委員をもって構成する内灘町議会決算特別委員会を設置して、これに付託の上、9月会議の期間中に審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第53号及び認定第1号から認定第7号までの8件は、6人の委員をもって構成する内灘町議会決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

○決算特別委員会委員の選任

○議長【中川達君】 日程第3、選任第4号内灘町議会決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました内灘町議会決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町議会決算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました委員の方は、後ほど正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長まで報告願います。

○一般質問

○議長【中川達君】 日程第4、これより町政に対する一般質問を行います。

質問時間は、1人30分以内でありますので、時間内にまとめるようお願いいたします。5分前及び1分前に呼び鈴で合図をいたしますのでご了承願います。

それでは、通告順に発言を許します。

2番、西尾雄次議員。

〔2番 西尾雄次君 登壇〕

○2番【西尾雄次君】 おはようございます。議席番号2番、国民民主党、西尾雄次です。

令和元年9月会議の一般質問初日、冒頭において質問の機会を与えていただき、心から感謝するものであります。

私のほうからは、内灘町が現在行っている諸施策の中から以下の4点の課題について、その現状に対する町当局の認識と課題解決に向けた町当局の将来の施策の方向性を問いただすものでございます。

さて、その4点の質問の具体的な事項を簡単に申し上げますと、第1点目は、利用者減少傾向が続いている町立図書館の移転新築の構想はどうかと、町の図書館行政の現状とその将来展望を問うものでございます。

2点目は、林帯遊歩道の樹木に樹木銘板を設置して、町民の学びの環境を整えよと提言するものでございます。

第3点目は、町の所有する遊休施設や土地の利活用に当たって、住民の意見を聞く考えはないかと、町の行政姿勢を問うものでございます。

そして最後の第4点目は、今話題のSDGs、つまり持続可能な開発目標に関して、総務省が推奨している自治体SDGsの推進施策における内灘町の準備状況を問うものでございます。

以上、これら4点の課題について、町民の暮らしやすさを追究し、また町民生活の利便性や快適性をより一層向上させたいとの思いから、町当局の公式見解を求めるものでございますので、町長を初め、答弁をされる関係職員の方々におかれましては、明快な言葉でお答

えくださいますよう、あらかじめお願いを申し上げます。

さて、第1点目は、利用者減少傾向が続いている町立図書館の移転新築の構想について、町の考え方をお尋ねするものであります。

本日の私の図書館の移転新築構想に関する質問の要旨は、平成に入ってからこの30年近くの間、日本全体で図書館をめぐる環境が大きく変化してきた中での内灘町立図書館の利用状況の現状とその将来について、町の考えを問うものであります。

昭和の時代までにつくられた日本の図書館は、一言で言うならば、やや暗く、やや閉鎖的で、ややかた苦しい場というものでございました。しかし、平成に入ってから建てられた図書館は、一様に住民が誰でも気軽に立ち寄れて資料を借り出すことができる、明るく開放的な図書館へと転換が進んでまいりました。こうした図書館建設の考え方の変化の流れは、全国的にはほぼ完了しつつあると言われております。

そんな中で、1979年に旧来型の図書館建築のコンセプトで建設され、築後既に40年を経ている内灘町立図書館の利用状況の現状に対する認識と、将来の移転新築に対する展望を問うものでございます。

さて、ここに「内灘町の図書館活動」という小冊子がございます。この小冊子は、毎年内灘町立図書館から出されているものでありまして、内灘町立図書館に関する総合的なカルテのようなものでございます。ここには、蔵書数の推移や貸出資料数の状況など、図書館活動の現状を総括的に把握するために必要なほとんどの情報が載せられているのでございます。

その中の数字の一つに、年間来館者数という項目がございます。つまり、1年間に何人の来館者があったかをカウントしたものでございます。その数字を平成30年度から7年間さかのぼり、その推移を見ると、平成24年度8万2,230人、25年度7万9,955人、26年度7万

2,659人、27年度7万4,659人、28年度7万2,801人、29年度7万293人、30年度6万9,046人と、この7年間で徐々に減少してきて、ついには、24年度の8万2,230人に比べて30年度には6万9,046人へと、実に1万3,184人も減少となっているのであります。8万人台から6万人台へとほぼ右肩下がりの減少傾向の中にあります。この7年間の平均をとりますと7万4,520人となるのであります。

さて、この7万4,520人という数字が多いのか少ないのか、それを客観的に見るために、近隣の津幡町立図書館とかほく市立図書館・中央館の数字と見比べてみました。同じ平成24年度から30年度の平均来館者数は、内灘町立図書館の7万4,520人に対して、津幡町立図書館が17万213人、かほく市立図書館・中央館では13万849人となっているのでございます。津幡町の17万213人は内灘町の7万4,520人を約10万人近く上回り、かほく市中央館の13万849人は内灘町の2倍近くに迫った数字となっているのでございます。そして、津幡、かほく市の両館とも、ここ7年間は安定してほぼその数字で推移しているのでございます。

津幡町の人口が3万7,700人と内灘町の人口2万6,600人の約1.42倍、かほく市の人口が3万4,300人と内灘町の人口の約1.29倍であるとしても、この図書館来館者数の大きな差は到底説明のつくものではございません。

かといって、内灘町民の知的好奇心が、津幡町民やかほく市民に比べて見劣りがするというわけでは、もちろんございません。この問題を本当に解明するためには、内灘町立図書館が提供しているサービスというソフト面と、図書館建築物というハード面の両面から調査しなければならないと思うのであります。

ただ、私は、日本中の図書館建築の概念が大きく変わってきている中で、平成の時代に入って、内灘町周辺で津幡町立図書館、かほく市立図書館・中央館、金沢海みらい図書館など、内灘町を包囲するように新しいコンセプトの

明るく魅力的な図書館が次々と開館してきたこと、それに対して、古いコンセプトで建築された内灘町立図書館の魅力度が相対的に低下してきたのが最大の要因ではないかと思うのであります。

図書館建築の概念が全国的に大きく変化してきている今、内灘町だけが、従来型の閉鎖的でかた苦しい場としてその図書館環境をかたくなに保持し続けることは、将来を担う内灘町民のことを考えるならば、到底許されるものではないと思うのであります。

図書館は、その町の文化のシンボルとして、多くの自治体で住民の誇りの源ともなっております。その文化のシンボルとしての図書館が内灘町では確実に衰退の一途をたどっていることを、この来館者数の減少傾向は如実に物語っているのではないのでしょうか。

「千里の道も一歩から」といいます。新しい時代にふさわしい魅力的な内灘町立図書館の建設に向けて、新図書館建設基本構想の策定作業を速やかに開始していかねばならないのではないのでしょうか。

内灘町には、新図書館の建設を視野に入れた海と砂丘文学顕彰事業基金として、伊丹産業からの寄附を受けた1億円を超える準備財源があるのです。そして、それを一般財源の核として積み増しを開始し、また地方交付税措置のある有利な地方債を活用すれば、数年後には移転新築事業を実現することが十分に可能なのではないかと思うのであります。

そこで改めてお尋ねをいたします。

時代に取り残された感のある現町立図書館を移転新築すべく、新図書館建設基本構想の策定に速やかに着手するべきではないかと思うのであります。町長は、この図書館をめぐる現状と将来についてどのようなお考えを持っておられるのか、お尋ねをします。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 皆様、おはようございます。

本格的な台風シーズンを迎え、全国各地でゲリラ豪雨による被害が相次いで起きるなど、不安定な天候が続いております。

県内でも、先月22日には、大雨により七尾市で床下浸水、そして先月30日には、金沢市のほうで、また大雨により斜面が崩れるというふうな被害が発生をしております。

突発的かつ局所的に発生する災害については、住民の方の自主避難など、早目の対策が重要でございます。町民の皆様の安全・安心を第一に、行政として常に危機管理意識を持ち、早目の情報提供と防災対策に今後も努めてまいりたいと思っております。

それでは、ただいまの西尾議員のご質問にお答えいたします。

町立図書館につきましては、現在、壁や床の張りかえを実施しておりますが、開館から実に40年が経過し老朽化が著しく、図書館という施設の形態やコンセプトにおいて、時代おくれの感は否めないものと感じております。

また、議員ご指摘のとおり、近隣の市町において、この15年ほどの間に図書館の新築が相次いだことによる相対的な魅力の低下に加え、昨今の本離れなどにより利用者の減少が続いている状況もございます。

このようなことから、内灘町民憲章にもうたう「豊かな文化のまち内灘」にふさわしい新たな図書館を建設する基本構想の策定について、前向きに検討してまいりたいと考えております。また、財源についても同時進行で調査をしたいと思っております。

野々市市の図書館については、何かPFIとかPPPでやられておるということを聞いております。その手法も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 西尾雄次君。

○2番【西尾雄次君】 ただいまは、新図書館

構想の策定に前向きに取り組むという答弁をいただき、私たちの子や孫たちの世代のためにも、そのことは大変うれしく思っております。

今ほどの町長の答弁の中にもありました町民憲章ですけれども、その冒頭部分は「われら内灘に住み、この地をこよなく愛するもの、すべての人びとと和してここに豊かな理想の都市を築きゆく」という、そんなふうが始まっておりまして、その一番最後の5つの章句のうち一番最後が「力を合わせて豊かな文化のまち内灘をつくってゆこう」と、そういうものだったように記憶しております。

まさに内灘町立図書館、新しい時代の新しい世紀の、これからの世代の子供たちのためにも、本当に今の私たちの世代が、町民が力を合わせてこの事業に取り組んでいかねばならないものだと、そのようにも思っておりますので、その動きをしっかりと促進して頑張って取り組んでいただきたいと願うものであります。

それでは、2点目の林帯遊歩道の樹木に樹木銘板の設置をとの質問に移ります。

この質問において、私は、林帯遊歩道の重立った樹木に樹木銘板を設置して、そこを歩く人たちが日常的にそれに接することによって、普通の生活の中で学びや自然に対する親しみが得られる、そんな学びの環境をつくる考えはないかと問うものであります。

さて、内灘町は、平成10年3月の町議会で生涯学習都市宣言を議決いたしました。その中で、内灘町全体が学びの雰囲気にあふれたまちをつくらうとの願いから、生涯学習キャンパスのまちづくりを標榜して各種施策を展開してきたところであります。それは、私たちが住んでいるこの内灘町のあらゆるところに学びが得られる、そんな学びにあふれたまちづくりをしようとの願いを込めたものだったと思います。

そして、本日私がこの質問で樹木銘板の設

置を求めている林帯遊歩道は、多くの町民に親しまれ、今や内灘町を代表する町民憩いの場となっているところでございます。

この林帯遊歩道は、ご承知のとおり、今から25年前の平成6年から整備事業を開始し、3カ年の工事期間を経て平成8年に完成を見たものでございます。それは、事業開始3年前の平成3年9月27日にこの地を襲った台風19号によって、アカシア防風林帯が大きなダメージを受けたことに起因するものでございました。

台風の後、倒木で荒れ果て、ほとんど人跡未踏の状態にあったアカシア防風林帯の倒木をきれいに処分し、そこに新たに遊歩道を設け、ところどころにあずまやを設け、全長約2.2キロの町民の健康づくりと憩いの場をつくり出したこの事業は、まさに災いを転じて福となすと言えるような、極めてすぐれた施策であったと思うのでございます。

遊歩道ができて23年、そして生涯学習都市宣言から21年。今、ともに20年の星霜を経たこれら施策の節目の時期に、先人がなし遂げた2つのすぐれた施策を融合させ、新たに生命を吹き込むことの意義の大きさを思うのであります。

ご承知のとおり、樹木銘板の設置は、決して多額の事業費を要するものではございません。しかし、その事業のもたらす意義の大きさと価値は、町民憩いの場である林帯遊歩道に新たな価値をつけ加えるものであり、また文化のまちとしての知的資源ともなり、必ずや子や孫たちの世代にまで連なる中身の濃い事業だと思っております。

そこでお伺いをいたします。

林帯遊歩道の重立った樹木に樹木銘板を設置して遊歩道に新たな価値を加え、そのことが町民の知的資源をさらに増幅させることの意義を、町はどのように考えておられるのかお伺いをするものでございます。

○議長【中川達君】 都市整備部担当部長、銭

丸弘樹君。

〔都市整備部担当部長 銭丸弘樹君 登壇〕
○都市整備部担当部長【銭丸弘樹君】 ご質問にお答えいたします。

町の林帯遊歩道は、平成8年3月の全線開通以来、散策やウォーキングなどの健康づくりや、都市生活にゆとりと安らぎを与える緑の空間として利用されております。

町では、これまで樹木名札を設置してきましたが、現在、樹木の名称が消えているものや薄くなっているものが目立ってきている状況でございます。

健康づくりや安らぎのある緑の空間に加え、議員ご指摘の自然を学べる学習環境をつくることは意義のあることだと考えており、前向きに検討していきます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 西尾雄次君。

○2番【西尾雄次君】 ただいまは、前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

内灘町民の本当に大切な憩いの場でありますので、一日も早くそうした学習環境の整備に努めていただきたいと思います。

それでは次に、第3点目の遊休施設・土地等の利活用に住民の声を聞く考えはあるかとの質問に移ります。

この質問において、私は、人口減少時代の到来を受けて、総務省の主導のもとで自治体の公共施設の最適な配置を検討する施策が現在強力に進められている中で、その計画立案において町民の声を聞く考えはないか、この問題に対する町の姿勢を問いただすものでございます。

さて、住民の暮らしを支える公共的な施設を、町のどこに、何を配置するかで、住民の暮らしやすさ感は大きく変化するものでございます。それは単なる施設配置という技術的な問題ではなく、その町のまちづくり理念とも深くかかわる大切な問題であると思っております。

現在、人口減少時代の到来を受けて、公共施設の最適な配置を検討する施策が、総務省の指導のもとで全国の自治体で一斉に進められております。

それを受けて、本町においては、既に平成28年度末に内灘町公共施設等総合管理計画の策定を終えております。そして令和元年度の現在は、内灘町公共施設等総合管理計画の次の段階として、総務省の策定指針による平成32年度、つまり令和2年度末を策定期限とする個別施設計画の策定に向けた作業が全国の自治体で進められております。

それは、さきに策定済みの公共施設等総合管理計画の中の施設一つ一つを個々具体的に、統合するのか、複合化するのか、長寿命化するのか、あるいは廃止するのかなど、個々具体的に何をどうするのかを個別具体的に定める計画であるとされております。そして、今後は、この個別施設計画に位置づけられた施設でなければ、国庫補助金や交付税措置のある有利な起債などが得られる対象施設にはならないとも聞いております。

そこで最初にお伺いいたします。

総務省の指針で策定期限を平成32年度と定められたこの個別施設計画の策定を、内灘町においては、今後どのように進めるのか、あるいは現在どのように進めつつあるのか、また、この計画の策定に当たって、いかなる策定方針を持って臨んでおられるのか、今後の策定スケジュールも含めてお伺いをするものでございます。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

町では、平成29年3月に策定しました内灘町公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとに個別施設計画を策定する予定でございます。

現在、文化会館など、既に計画を策定し改修

工事に着手している施設もございます。

また、小学校や公民館など、未策定の施設につきましても、国が示す令和2年度までをめぐりに個別施設計画を策定し、施設の長寿命化の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 西尾雄次君。

○2番【西尾雄次君】 今ほどの答弁でお聞きした公共施設等総合管理計画では、個別施設計画は、人口減少社会に向けて地方自治体が行っている施策の代表的なものでありますが、ここで、それらの一連の計画に込められた国の施策の狙いについて概観しておきたいと思っております。

これら一連の計画には、大きなくくりで言っておよそ3つの狙いがあるとされております。その狙いの1つ目は、人口減少下における公共施設の縮減を通じた更新費用の削減、2つ目は、公共施設の縮減による委託費や人件費等の経常的経費の削減、3つ目は、施設の統廃合による地域のコンパクト化を通じた財政コストの削減等であるとされております。

今、私たちは、人口減少が避けて通れない時代に直面しております。少子化と相まつことによって一段と加速しつつ進行する高齢社会、それに伴う医療費や介護費用など、社会保障関係経費の増大、また現役世代の減少による町税等の財政収入の減少の危惧など、まさに構造的とも言える困難な課題に見舞われつつあります。さらには、現に使用している学校、公民館、図書館、体育施設、保育所、庁舎、道路、上下水道等々、公共施設の経年劣化も進行しつつあります。

これらの諸課題を踏まえて個別施設計画が策定されるわけではありますが、このような極めて困難な状況下に置かれているがゆえに、この計画策定を推し進める町行政には、しっかりとしたまちづくり理念に裏打ちされた知恵と創意工夫が、そして困難な課題に立ち向かいながらも明るい内灘町の未来をつくり上

げるのだという気概が求められると思うのであります。

例えば、神奈川県のある自治体では、公共施設再編の中で生じた市街地内の遊休土地を有効に活用する方法として、その土地を社会福祉法人に低い価格で貸し付け、高齢者の介護施設を自治体の経費を用いずに町なかに誘致するという施策を行っております。これは、高齢社会の到来を踏まえて、家族と余り離れていないところで老後を過ごせるための施策だとも言われています。この事例などは、高齢社会を見据えた上でのすぐれたまちづくりの理念があればこそその施策であろうと思うのであります。

そこでお伺いをいたします。

今後、町が進めていく個別施設計画の策定作業の中で、遊休施設や遊休土地は当該計画の対象になっているのか、なっていないのか、そのことを知りたいということと、住民へのその周知あるいは住民の声を聞く、そういった考えが町におありかどうかお伺いをするものでございます。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

最初に、遊休施設や土地は、当該計画の検討対象になっているかどうかということでございますが、もちろん検討の対象としております。

それから、遊休施設の活用方法につきましては、旧緑台公民館を含む4施設について、本年6月会議において、検討状況及びその方向性についてお示ししております。

したがいまして、改めて住民の皆様から直接ご意見をお伺いすることは、現時点では考えておりません。

具体的な活用につきましては、今後も議員の皆様のご意見をお伺いしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 西尾雄次君。

○2番【西尾雄次君】 ただいまの答弁を伺いますと、議会の声を聞くけれども、町民の声は改めて聞くつもりはないという答弁であったようにも思います。

ここで一つお伺いしたいのは、これは総務省から出ている文書で「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」というもので、その第二の三というところに議会や住民との情報共有等という項目があります。「当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方に関わるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいものである」と。この「十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましい」とあるわけございまして、私は、このことから、住民に行政の意思を伝えるということ、住民からの意思も聞くということになるのかなと考えまして問うたわけでございまして、このことに関しての町の見解をお聞かせください。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 再質問にお答えいたします。

住民の皆様からご意見を聞くことについては、議員ご指摘のとおり、必要なことは認識しておりますが、個人の価値観や考え方などさまざまなご意見があるかと思われま。

その意見を集約し計画等に反映させることは、非常に困難なこととは考えておりますが、必要に応じて、町ホームページなどご意見を伺うことも今後検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 西尾雄次君。

○2番【西尾雄次君】 ホームページ等で住民の意見を聞くという、何らかの形で、この総務省の指針にのっとった進め方を進めていただきたいと思います。

それでは、第4点目の内灘町の自治体SDGs推進施策の準備状況はどうなっているのかとの質問に移ります。

この質問において、私は、各地の自治体で盛んに推進施策が進んでいる自治体SDGsが内灘町ではどこまで進んでいるのか、その現状と今後の推進施策の考え方を問うものでございます。

さて、SDGsとは、まだそんなに多くの人たちに知られている言葉ではございませんが、最近では新聞などでもかなり目にする言葉となってきております。

ご承知のように、SDGsとは、2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」という、2030年を目的達成年次とする国際目標のことでございます。

1960年代に入って以降、世界の経済が飛躍的な発展を遂げ始め、大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルと経済活動が拡大し、近年では、資源の有限性や地球環境の制約などから、人類の未来に対する深刻な予測が相次いで発表されるに至りました。

2015年に国連で採択されたSDGsは、こうした地球的規模の危機を打開することを目指し、持続可能な世界を実現するため、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）から構成されたものとなっております。

その目標達成に向けての努力は、組織や個人がばらばらに対応するのではなく、市民、地域、NPO、企業、行政など、多様な主体がパートナーシップを組むことによって、小さな力も大きな力にして社会を変えると、そういうことを主眼に置いているものでございます。

こうした中で、地方自治体の取り組みも進んできております。県内でも、珠洲市、小松市、白山市などがSDGs未来都市としての取り

組みが進められており、お隣の金沢市でも、2019年4月からIMAGINE KANAZAWA 2030というプロジェクトに取り組み始めました。

全国の多くの自治体では、多少の色合いの違いはあっても、いわゆる自治体SDGsの取り組みが始められているようでありますが、本町の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

また、政府としても2015年5月に、内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部を設置し、SDGsの取り組みに力を注いできております。

一説によれば、今後は、地方自治体へ補助金を出す補助事業の採択においても、各省庁がこのSDGsの理念に裏打ちされた事業を優先的に補助採択する可能性もあると伺っております。つまり、今後は、地方の財源確保においても、自治体SDGsの視点と対応は避けて通れないものがあり、万が一にも内灘町のSDGs対応におくれがあってはならないと懸念するものであります。

そこでお伺いいたします。

本町における自治体SDGsの対応は、町民への周知を含めて、現在どのような状況にあるのでしょうか。また、地方創生にかかわる補助事業などではSDGsの観点重視されるという可能性がある中で、SDGsの理解において内灘町役場の行政内部での共通認識はどのようになっているのでしょうか。その展望も含めてお伺いをするものでございます。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

現在、国においては、地方創生の枠組みの中、持続可能な開発目標いわゆるSDGsの自治体への導入を推進しております。

また、本年6月、まち・ひと・しごと創生基本方針2019が閣議決定され、第2期総合戦略の策定に向けた新たな視点として「SDGs

を原動力とした地方創生」が盛り込まれたところでございます。

このような中、町におきましては、来年度からの5カ年を計画期間とする第2期総合戦略の策定に向け、先月、元気うちなだ創生推進本部を開催し、国の方針や町の現状と課題について認識したところであります。

今後、庁内にワーキング部会も設置し、この新たな視点であるSDGsへの理解を深めながら、この理念を取り込んだ第2期総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 西尾雄次君。

○2番【西尾雄次君】 ただいまは、丁寧な答弁をいただき、ありがとうございます。

その町としての内部のプロジェクトチームあるいは町民に対しても、そのSDGsを通じた未来の内灘の未来図を町民にわかりやすく見える化して示していただくようお願いを申し上げまして、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【中川達君】 西尾議員の質問終わりました。よろしいですね。——はい。

それでは、1番、土屋克之君

〔1番 土屋克之君 登壇〕

○1番【土屋克之君】 おはようございます。議席番号1番、公明党の土屋克之と申します。

公明党のキャッチコピーは、「小さな声を、聴く力 公明党」です。これには全国約3,000人の地方議員と国会議員のネットワークで生活者の声を聞き取り、国政につないで、予算や法律に反映してきた公明党の取り組みが表現されています。私もその一員として徹して、町民の皆様の声を聞いた上で質問させていただきます。

さて、本日は、インスタ映えする内灘海岸の魅力発信について、及び自治体自体の消費税増税前の駆け込み消費についての2つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。

平成30年11月策定された内灘海岸賑わい創出事業基本構想の短期目標にある「SNS等を活用した海岸情報の発信を強化します。」という言葉について、どのSNS等をどのように活用するのか検討されているのでしょうか。教えてください。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

SNS、いわゆるソーシャル・ネットワーク・サービスは、インターネットを介して情報の発信、共有、拡散を行うことにより人間関係を構築できるサービスで、フェイスブック、ツイッター、LINE、インスタグラムなどがございます。

町では現在、このSNSを活用して内灘海岸の魅力を発信しているところであり、特に写真、動画を共有できるインスタグラムは、内灘海岸の魅力を伝える手段として大変有効であると考えております。ここ近年、多くの外国の方が内灘海岸を訪れるのも、このインスタグラムで、日本海に沈む美しい夕日の写真が発端でございます。

また、今月着任した、本町では初となる地域おこし協力隊員にも、SNSを活用して、今後、内灘海岸を初めとした町の魅力を世界中に発信していただこうと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 土屋克之君。

○1番【土屋克之君】 わかりました。

日本国内で特に人気のあるSNSは、ツイッター、フェイスブック、LINE、インスタグラムです。その共通の特徴は、お答えいただいたとおり情報の発信、共有、拡散ですが、特に拡散こそ情報発信の最大の武器となります。

そこで、自分はツイッターがいいと思うんですが、そこで、ツイッターには、他人のつぶやきをコピーできるリツイートという機能が

あり、情報がネズミ算式に広まるという特徴を持っています。

この特徴を利用したのがれいわ新選組の作戦ですが、今回の参議院選で多くの応援の声が集まっている山本太郎氏のれいわ新選組について、ツイッター上でのリツイートやいいねの数が、ほか与野党を圧倒して断トツ1位になっていることが判明しました。

選挙ドットコムが集計によると、所属候補の合計のつぶやいた数は、例えば自民348、公明63、立憲民主268に対し、れいわ59と少ないものの、1回のつぶやき当たりのリツイートといいねの合計数で見ると、自民449.09、公明260.84、立憲民主109.71に対し、れいわ1,547.73と圧倒的な数字となったようです。つまり、1回のつぶやきで1,547人が反応し、その友人にも、またその友人たちにもと拡散されたということです。

語句の説明ですが、SNSの代名詞とも言うべきいいねは、他の利用者の投稿に対し、ボタンをクリックすることにより共感等の意思を示せる機能で、ツイッターとインスタグラムでは、お気に入りと評価して保存する機能を伴います。また、インスタ映えとは、ご存じのとおりかと思いますが、2017年流行語大賞にも選ばれた流行語で、写真写りがいい、写真が映えるという意味で使われております。

言いたいことは、ツイッターのリツイートをしてもらえるようなインスタ映えする内灘海岸の写真を、どのように観光の皆さんに撮影していただくかということです。

そこで、内灘海岸で、インスタ映えするようなモニュメント——記念建造物のことですが——やオブジェ——美術的置物のことですが——は検討されていらっしゃるでしょうか。お答え願います。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

内灘海岸にモニュメントやオブジェを設置してはとのご提案につきましては、費用や管理など、解決すべき課題もあると感じております。

今後、内灘海岸賑わい創出事業基本構想を具現化する折に、日本海に沈む夕日や、砂丘にあらわれる風紋といった自然がなす景観や、着弾地観測所など文化的な遺跡との調和も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 土屋克之君。

○1番【土屋克之君】 大変難しい、予算もかかりますし、県との交渉も要るでしょうし、大変かと思うんですが、ちょっとそんなものを除いて自分の意見を述べさせていただきますと、調べてみますと、よじ登る人たちの重みでわずか2年ももたずに修理させる神戸市メリケンパークのBE KOBE、童謡、月の砂漠の発祥地である千葉県御宿町中央海水浴場のONJUKUローマ字、サザンオールスターズのCDジャケットにもなった神奈川県サザンビーチちがさきの茅ヶ崎サザンC、石原慎太郎氏の芥川賞を記念した神奈川県逗子海岸の太陽の季節文学碑、ブラジルコパカバーナ海岸の五輪マーク、韓国江陵の海岸の五輪マークなどがありました。

そこで提案ですが、内灘町総合公園内の見晴らし台の恋人の聖地のオブジェであるダブルハートを、少し大きく石づくりにして内灘海岸に設置してはいかがでしょうか。サンセットブリッジそばのダブルハートと同じく、夕日が映えます。それにライトアップすれば、クルーズ船からの夜の砂浜に映えると思います。いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

平成21年、サンセットブリッジ内灘が、地域活性化支援センターの恋人の聖地として認定

されたことを機に、総合公園内に設置されたダブルハートのオブジェが夕日に照らされる光景は、いわゆるインスタ映えするのではないかと想像しております。

この提案につきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、基本構想の具現化の折にしっかりと検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 土屋克之君。

○1番【土屋克之君】 ありがとうございます。ご検討願います。

2つ目の質問です。

いよいよ、現在8%の消費税率は、令和元年10月1日からは10%（国税7.8%、地方税2.2%）に引き上げられます。

そこで、内灘町の特別会計別での消費税納付実績の詳細を教えてくださいませんか。

○議長【中川達君】 財政課長、宮本義治君。

〔財政課長 宮本義治君 登壇〕

○財政課長【宮本義治君】 ご質問にお答えします。

直近3カ年の各特別会計における消費税及び地方消費税の納付実績につきましては、まず公共下水道事業特別会計では、平成27年度分で1,613万7,700円、平成28年度分で1,539万6,900円、平成29年度分で1,297万6,800円でございます。

それから、新エネルギー事業特別会計では、平成27年度分で50万2,400円、平成28年度分で107万4,600円、平成29年度分で26万9,800円でございます。

また、水道事業会計では、平成27年度分で286万8,100円、平成28年度分で208万1,600円、平成29年度分で49万1,600円でございます。

そのほか、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各特別会計につきましては、消費税及び地方消費税の納付実績はございませんでした。

以上でございます。

○議長【中川達君】 土屋克之君。

○1番【土屋克之君】 わかりました。ただいま特別会計別の消費税納付実績、ありがとうございます。

令和元年度内灘町一般会計予算書によると、歳入の地方消費税交付金（いただいたお金）は4億6,000万円です。しかし、一般会計分については、自治体は消費税を税務署に納めていません。一般会計にかかわる業務として行う事業は、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額とを同額にみなすという規定により、結果的に納税額が発生しない仕組みになっているからです。

しかし、公共下水道事業を含む6つの特別会計は、消費税の課税事業者となる可能性があります。お答えいただいたような消費税納付実績があります。そうすると、内灘町役場全体で考えてみますと、民間企業と同じように節税対策も必要ですし、駆け込み消費も必要だと考えます。

そこでその消費税納付について、まずは節税対策はありますでしょうか。お答え願います。

○議長【中川達君】 財政課長、宮本義治君。

〔財政課長 宮本義治君 登壇〕

○財政課長【宮本義治君】 ご質問にお答えします。

地方公共団体の、まず特別会計は、公共性があることから、法令上、各種の制約を受けます。また、国等から財政的な援助を受けるなど消費税法上の特例が設けられており、消費税の納付につきましては、民間企業と比べ異なる点がございます。

したがって、消費税を納付している公共下水道事業特別会計など各特別会計では、法に則した算定方法により適切に申告、納付しており、節税対策というものはなじまないものと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 土屋克之君。

○1番【土屋克之君】 わかりました。

例えば、恥ずかしながら新エネルギー事業の全容が見えてこないのですが、将来、風車の大修繕を予定しており、たくさん修理するお金をかける、消費税の還付が期待できるときは、免税事業者であるならば、消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となることを選択し、また簡易課税方式を採用しているのであれば、消費税簡易課税制度選択不適用届出書を提出して原則課税方式を選択しておく必要があります。

もしかしたら、来年、再来年、今現状、風車とまっていますので、免税事業者となった場合、届け出をすることによって消費税が還付されるかもしれないという、こういう、脱税じゃなくて節税という思いが少しめぐったんで、言わせていただきました。

それでは、内灘町自体の消費税増税前の駆け込み消費はあり得ますか。

3つ目なんですけど、実際、駆け込み消費は節約の心構えでしかなく、本来、消費税の落ち込みを防ぐ景気対策しか議論してはいけないかもしれませんが、節約精神も大事なことと考えます。いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 財政課長、宮本義治君。

〔財政課長 宮本義治君 登壇〕

○財政課長【宮本義治君】 ご質問にお答えします。

先ほど議員が述べられましたとおり、納められた消費税の一部につきましては、町へも地方消費税交付金という形で国から財政的支援を受けております。

しかしながら、町民の皆様から納めていただいた税金等を無駄遣いせず節約に努めることは、当然のことでございます。議決いただいております今年度予算のうち、消耗品や備品の購入、工事請負費及び委託料など、消費税率が改定される10月までに、執行可能なものは極力前倒しするよう、各部署に周知しております。

このほか、パソコンの保守点検料などは、これまで年度末に一括で支払いしておりましたが、今年度につきましては、半年ごとに支払いする方法に契約内容を改めることで前期分の消費税率を旧税率のままに抑えるなど、経費の節減に努めております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 土屋克之君。

○1番【土屋克之君】 わかりました。

2018年11月2日に国税庁ウェブサイトにも、消費税率引き上げに伴う経過措置関連の一部改正通達と経過措置の取り扱いQ&Aが掲載されましたが、自分もいろいろ考えてみたんですけど、今からできることは、リースの見直し、修繕の前倒し、消耗品の購入となります。消耗品の購入では、非常食、LED電球・蛍光灯、スノータイヤ、定期乗車券、ガソリン等給油などが考えられます。

最後に、手前みそですが、確認の意味も含め、公明党の消費の落ち込みを防ぐ景気対策の実績を紹介して、私の質問を終えます。

①酒類と外食を除く飲食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率。②2万円まで2.5万円の買い物ができるプレミアム付き商品券を発行。③中小小売店のキャッシュレス決済に最大5%分をポイント還元。④住宅ローン減税の期間を10年から13年に延長。⑤住まい給付金の対象拡大。最大50万円を支給。⑥新築に最大35万円相当、リフォームに最大30万円相当のポイント付与。⑦排気量に応じて自動車税を最大年4,500円減税。⑧自動車の燃費に応じて課税する環境性能割を1年限り1%減税。⑨所得の少ない高齢者の介護保険料の負担を軽減。⑩低年金の高齢者など約970万人に対し、年金に一定額を上乗せする年金生活者支援給付金の支給。⑪幼児教育・保育の無償化。⑫年収590万円未満の世帯を対象とした私立高校授業料の実質無償化が来年4月からスタート。⑬所得の低い世帯を対象に、大学や専門学校など高等教育が来年4月から無償化。⑭全国

の公立小中学校などの全ての普通教室にエアコンを設置。⑮未婚のひとり親への支援が2021年度から拡充。まずは2019年度は、予算上の臨時措置として児童扶養手当に年1万7,500円を上乗せ。⑯個人事業主向けの事業承継税制を拡充。以上16項目あります。また皆さん覚えていただければと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長【中川達君】 土屋議員の質問が終わりました。

引き続き、5番、小谷一也君。

〔5番 小谷一也君 登壇〕

○5番【小谷一也君】 皆さん、おはようございます。議席番号第5番、小谷一也です。

先回に引き続きこの場を与えていただいたことを皆さんに感謝をして、早速質問に入りたいと思います。

避難所の運営管理について。

東日本大震災では、岩手、宮城、福島で約41万人、全国合計では47万人が避難所生活をし、避難所の閉鎖まで、岩手県で7カ月、宮城県で9カ月、原発事故で福島県双葉町の住民が避難した埼玉県加須市の避難所の閉鎖は2年9カ月後でした。

東日本大震災の避難所においては課題が多く、水、食料、トイレ等は不十分で、暖房は限定的であり、狭い空間での生活により、多くの被災者が体調を崩すおそれと隣り合わせの生活だったと聞きます。

大規模な災害時には町職員も被災し、町職員の避難所の運営及び管理が困難となります。特に災害発生直後の混乱期においては、地域住民による自主防災組織や施設管理者が主導となり、避難所施設運営にかかわる必要が生じ、誰がどんな状況で避難してきても、避難所運営を迅速に確立し、円滑に避難所の運営ができるようにしておく必要があります。

それでは、1つ目の質問に入りたいと思います。

災害が発生して避難指示が出され、避難所

の開設が必要となった場合に、避難所は大変混乱すると思われます。

避難者の受け入れをスムーズに行うためにも、災害が起きる前に、町と施設管理者と自主防災組織で学校などの避難所施設を細かく点検し、この部屋、またこの教室は本部、保健室、女性専用の部屋、高齢者専用の部屋、外国人旅行者の部屋、家族用の部屋というふうに部屋割りやスペース割りを行っておき、この教室には女性何人収容、高齢者何人収容、体育館には何人収容できるといったおおむねの収容人数や、災害時にすぐ対応できるように、グラウンドなどの使用目的スペースについても、炊飯場、ペット置き場、喫煙所など明確にし、災害が起き避難所が開設されても慌てないように、前もって、誰が見てもわかりやすい施設使用図面の作成を行い、本部になる部屋に掲示しておいてはどうでしょうか。

また、もっとわかりやすく、各教室や部屋の前に、災害時本部、災害時保健室、災害時物資保管室、災害時授乳室といったプレートや、災害時高齢者専用室、収容人数何人、災害時女性専用室、収容人数何人といったプレートを教室や部屋の前に掲示して、いざというときにすぐに対応できるようにしておいてはどうでしょうか。

○議長【中川達君】 総務課長、中川裕一君。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご提案のとおり、避難所において事前に目的別の部屋割りをを行うなど、使用目的を明確にしておくことは重要なことであると認識しております。

町では、各避難所における受け入れスペースの面積、想定収容人数、施設の図面などを事前に整備しております。

また、誰がどんな状況で避難してきても、迅速かつ適切に避難所の開設、運営が行えるよう、町避難所運営マニュアルを備えておりま

す。

なお、避難所となる施設にプレートを掲示しておいてはどうかのご提案につきましては、今後、施設管理者と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 ありがとうございます。

2つ目の質問に入ります。

災害が起こった場合、冷静でいられるほうが難しいものでありまして、パニックを起し慌てて避難することが考えられます。

防災セットを日ごろから準備している持病のある人は、薬も防災セットに入れ準備してあると思うが、準備していない人は、持病の薬を家に忘れて避難することも考えられます。薬をとりに帰ればよいが、夜間や道路が災害に遭い自宅が崩壊した場合は、とりに行くのは無理であると思われ、持病のある人にとっては薬は命取りになるものであり、持病のない人も、避難所生活において疾病や心身の不調も訴える人が出てくると思います。

幸い町内には、金沢医科大学病院という大きな病院を初め、内科、耳鼻咽喉科、皮膚科といった個人経営の病院も多い状態であります。

病院との連携を図りまして薬の確保などを考えているのか、お考えをお聞きします。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

災害時における避難所での医薬品の確保につきましては、町と河北郡市医師会との間で締結した災害時の医療救護に関する協定に基づき、派遣される救護班が確保することになっております。

また、救護班においても確保できない医薬品につきましては、石川県地域防災計画により、町から県へ要請することとなっております。

す。

さらに、町では、包括連携協定を締結しております金沢医科大学病院とともに、現在、「K-DiPS」という専用アプリを使い避難困難者の支援を把握するシステムの実証実験を、ことし7月から開始をしております。このシステムには医薬品の情報も含まれており、実証実験終了後には、医薬品の確保に係る有効な手段になるものと考えております。

いずれにいたしましても、町としましては、災害時には医療機関や関係団体としっかりと連携し、医薬品の確保を含め、町民の安全・安心を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 ありがとうございます。

3番目の質問に入ります。

学校は避難所になっていますが、避難所として使用するに当たりまして、地震などにより棚などが転倒し、ガラスなどが割れて散乱した場合、危険であります。そうなった場合、避難所の片づけに追われてしまい、避難者の受け入れ時の一刻を争うときに大変なこととなります。

学校にある職員室や各教室などに置いてある備品(棚など)に転倒防止などの防振対策はとられているのか。もし対策がとられていないのなら、至急点検を行い対策をしていただきたいと思っております。

○議長【中川達君】 総務課長、中川裕一君。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 ご質問にお答えします。

避難所に指定している学校施設について、現状を確認いたしましたところ、受け入れスペースとなる体育館、教室につきましては、棚など転倒するような備品はございませんでした。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 済みません。ありがとうございます。

けど、職員室は多分、本部とかに使用されると思いますので、点検のほうはしっかりしていただきます。お願いいたします。

それでは、4番目に入ります。

防災士に関してですが、私も、昨年12月15、16日の2日間、防災士の研修に行って、ことしの1月25日に登録ナンバー165,249で防災士の認証を受けました。

現在、国内において防災士の登録者数は17万7,269名（令和元年8月末）となっております。防災士の基本理念は自助、共助、協働であり、避難所開設に当たって、地域の人たちと協力して声かけやリーダーシップを発揮するものであります。

避難所の運営管理に関しては防災士の協力が重要となってきますが、現在の町の防災士の人数は何人でしょうか。

また、各町会において、防災士はいるが震災訓練にも参加せず、いざというときに当てにならない、名前だけの防災士も見られます。資格を取ったからオーケーではペーパードライバーみたいなものであり、日ごろから研修や訓練に参加してからこそ、いざというときに役に立つものであります。

各町会の防災士が研修や訓練に参加しているかの現状を把握し、人数が足りないと思われる場合、ことしは、内灘町の受講者数の枠組みは何名だけと言わずに、積極的に防災士の増員を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 総務課長、中川裕一君。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 ご質問にお答えします。

現在、防災士の資格を取得された方は町内で、男性96名、女性36人、計132人でございます。

これまで、防災士の方々に対しては、研修会への参加依頼や町総合防災訓練への参加要請などを行っており、ご都合のつく範囲でご協力をいただいております。

町としましては、各防災士の詳細な活動状況は把握しておりませんが、今後も地区と連携しながら防災士の増員を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 私も4月まで町会長をしまして、その中で防災士の動員をかけるんですけども、なかなか参加状況が悪いということもありまして、この質問をさせていただきます。しっかりと検討をお願いします。

それでは、2つ目の質問に行きます。

通学路の安全対策についてです。

1つ目。近年、全国で下校途中の児童の連れ去り事件が発生し、町内においても声かけなどの事案があります。

平成13年（2001年）に8人が殺害された大阪教育大附属池田小の児童殺傷事件があり、それ以降、校門の施錠や防犯カメラの設置など、敷地内への不審者の侵入防止に加え、ボランティアやPTAによる見守り活動が広がり、内灘町においても、防犯パトロール隊による登下校の見守りなど安全対策がとられていますが、それでも通学路や帰宅後には目が行き届かない死角が生じます。

2005年には栃木県日光市で、小1女児が下校途中に行方不明となり殺害され、2014年、神戸市、小1女児が学校から帰宅後、外出して殺害され、2018年、新潟市でも、下校中、小2女児が殺害され、ことし5月28日の川崎市多摩区のスクールバスのバス停で私立カリタス小学校の児童と保護者が襲われ、20人が殺傷された大変痛ましい事件があります。

安全確保には、不審者情報の共有化はもちろんですが、やはり犯罪を未然に防ぐ効果と

して、安全・安心の観点から防犯カメラの設置が有効であります。最近ではAIを駆使した防犯カメラがあり、不審者を特定する技術も開発されており、犯罪を未然に防ぐにはもってこいだと思います。

町長もよく話の中で、安全・安心、元気なまちづくりと話しております。子供たちは社会的弱者と言われており、社会の中で弱い立場にあります。この子供たちを守るのが、大人の務めであり、町の務めではないのでしょうか。

保育園などの児童施設、小学校、中学校及び通学路などになぜ防犯カメラを設置しないのか、何か事件でもないか設置しないのか、町の考えをお聞きいたします。

○議長【中川達君】 学校教育課長、堀川竜一君。

[学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇]

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えします。

通学路の安全対策において、防犯カメラは有効であると認識しており、町において、防犯対策及び通学路の安全対策として11カ所、13台の防犯カメラを設置、運用しております。しかし、全ての通学路に設置することは困難と考えております。

現在、町では、通学路安全連絡協議会において、国の定める登下校防犯プランに基づき、通学路の安全点検を実施しております。その中で、防犯の観点から優先順位を決め、設置を進めてまいりたいと考えています。

町内全ての保育園等には、既に防犯カメラが設置されております。

なお、小中学校につきましては、白帆台小学校のみ設置しており、今後、防犯カメラの設置については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 済みません。すばらしいと考えております。

それでは、2つ目の質問に入ります。

内灘中学校裏の弓道場裏付近から幹1号向栗崎大根布線につながる旧鶴ヶ丘東保育所前を通り抜けるスクールゾーンにおいて、自動車進入禁止時間帯（平日の午前7時半から午前8時半）に侵入してくる自動車が後を絶ちません。毎日、小中学生の安全確保のために誘導している防犯パトロール隊の人からの苦情も聞かれます。

現地を確認していただければわかりますが、大根布小学校前から自動車で弓道場裏の丁字路に突き当たり右折した場合、自転車歩行者道の標識が確認できない箇所に標識が設置されています。

以前、鶴ヶ丘東町会の公民館長が内灘交番にパトロール強化について相談したと聞いています。私も町会長の立場から、昨年、町に相談しましたが、一向に改善される様子が見られません。

標識の移設及びパトロールの強化を図り、通学路の安全確保を図っていただきたいと思っております。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

[総務部長 長谷川徹君 登壇]

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の当該道路につきましては、津幡警察署に対し、適正な標識の設置と、スクールゾーンにおける違法車両の取り締まり強化を要望しております。

また、町防犯と交通安全推進隊による街頭指導のほか、安全ボランティアの皆様には、朝夕の登下校時に子供たちを見守っていただくなど、地域ぐるみで安全対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 この件につきましては、防犯パトロール隊が、進入禁止のところに車が入ってきて、その相手から怒られるとい

う、ちょっと半ギレ状態のこともされておりますので、何か至急対応をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、3番目に入ります。

スポーツ大会等出場補助金についてであります。

全国大会、国際大会に出場する、町内に在住している小学校または中学校に通学する児童及び生徒には補助金を交付していると思いますが、内灘町スポーツ大会等出場補助金交付要綱どおりに交付されていますか。

去る8月3日、4日の2日間、第19回を数える、小学生の空手道大会としては日本最大級の大会である文部科学大臣旗全日本少年少女空手道選手権大会が東京武道館で開催されました。

小学生の日本一を決める大会であり、延べ2,253名がエントリーし、主催は公益財団法人全日本空手道連盟であり、後援はスポーツ庁、公益財団法人日本スポーツ協会、旧名日本体育協会、これは平成30年4月1日に名称変更しております。そして公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本武道館などが名を連ねており、8月21日水曜日午後7時から8時54分にBS11でも放送される大会であります。

このような大きな大会がありましたが、内灘町空手教室から生徒や指導者が参加しておりますが、補助金は要綱どおりに交付されているのでしょうか。

○議長【中川達君】 生涯学習課長、助田有二君。

〔生涯学習課長兼男女共同参画室長 助田有二君 登壇〕

○生涯学習課長兼男女共同参画室長【助田有二君】 ご質問にお答えします。

町では平成24年度から、大会に出場する小中学生と引率する指導者に対しまして、内灘町スポーツ大会等出場補助金交付要綱に基づき内容を審査し、妥当と認められるものについては補助金を交付しております。

ご質問の先月開催されました全日本少年少女空手道選手権大会につきましては、現在のところ、申請が出ていない状況でございます。申請が出次第、審査の上、補助金を交付してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 ぜひよろしく願いいたします。

それでは、関連しまして、補助金や激励金の制度をはっきりと理解していない団体や人たちがいると思われそうですが、どのように周知をしていくのでしょうか。お聞きします。

○議長【中川達君】 生涯学習課長、助田有二君。

〔生涯学習課長兼男女共同参画室長 助田有二君 登壇〕

○生涯学習課長兼男女共同参画室長【助田有二君】 お答えいたします。

周知方法につきましては、町ホームページや広報を初め、プラッツうちなだや体育協会、スポーツ少年団等の会議などで周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 済みません。しっかりと周知のほうをよろしく願います。

もう一つ。関連しまして、スポーツ大会等出場補助金のほかに激励金の支給も毎年されているようでありますが、どのようなものでしょうか。

○議長【中川達君】 生涯学習課長、助田有二君。

〔生涯学習課長兼男女共同参画室長 助田有二君 登壇〕

○生涯学習課長兼男女共同参画室長【助田有二君】 お答えいたします。

激励金につきましても、日本スポーツ協会や文部科学省が所管、認可する団体等が主催する全国大会や、推薦、派遣する国際大会が対象となります。もちろん予選会や選考会を経て出場することが前提となります。

金額につきましては、国際大会が3万円、全国大会では、一般1万円、高校生以下は5,000円がそれぞれ支給されるものでございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入ります。

内灘町スポーツ賞表彰要綱におけるジュニアスポーツ奨励賞において、「県選手権大会及び全国県予選に優勝した高校生以下の団体若しくは個人。」と内灘町スポーツ賞表彰要綱に明記してあるが、一生懸命に頑張っている子供たちにとっては、この賞をいただくことで大変励みになるものであり、県選手権大会、全国県予選において優勝のみでなく、準優勝、3位と入賞し、町の看板を背負って全国大会に出場している選手にはあたるように、将来内灘町を背負っていく、町の財産である子供たちを、町を挙げて褒めて伸ばして育て上げていってはどうでしょうか。その子供たちが大人になったとき、よい思い出のあるこの内灘町のために将来必ず頑張ってくれと思うが、どうでしょうか。

このように、大人が思いやりを持って子供の心の一つ一つ大事にしていくことにより、子供たちの記憶により思い出として残り、この町に住み続けたいという気持ちが子供たちの心に芽生え、町の少子化対策になっていくと私は思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長【中川達君】 生涯学習課長、助田有二君。

〔生涯学習課長兼男女共同参画室長 助田有二君 登壇〕

○生涯学習課長兼男女共同参画室長【助田有二君】 お答えいたします。

現在、ジュニアスポーツ奨励賞の表彰基準は、県選手権大会での優勝または北陸・北信越大会などにおいて3位入賞等となっております。

この奨励賞は、青少年スポーツの振興を図

る観点から、平成27年度に一般と高校生以下に分けましたが、表彰の価値を高いものにするためにも、現行の基準を維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。

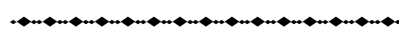
○議長【中川達君】 小谷一也君。

○5番【小谷一也君】 ちょっと寂しい答弁、ありがとうございます。

これで、以上、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【中川達君】 以上で小谷一也君の一般質問が終わりました。



○休憩

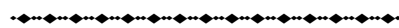
○議長【中川達君】 この際、暫時休憩をいたします。

再開は13時0分といたします。よろしくお祈りをいたします。

ご苦労さまでございました。

済みません。決算特別委員会に選任された方は、全員協議会室にお集まりを願います。

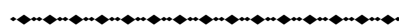
午前11時36分休憩



午後1時00分再開

○再開

○議長【中川達君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

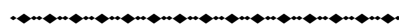


○決算特別委員会正副委員長 互選結果報告

○議長【中川達君】 休憩中に、先ほど設置された決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に来ておりますので、ご報告をいたします。

決算特別委員会委員長に小谷一也議員、副委員長に米田一香議員。

以上のおりであります。



○一般質問

○議長【中川達君】 それでは、一般質問を続

行いたします。

11番、清水文雄君。

〔11番 清水文雄君 登壇〕

○11番【清水文雄君】 議席番号11番、社会民主党の清水でございます。

一問一答方式で質問をさせていただきますので、明快、前向きな答弁をお願いをしたいと思います。

議長にもお断りをしたんですが、質問の順番を、安全・安心のまちづくりに向け、民間の老朽化したブロック塀の除去、改修、生け垣への建てかえなどに対する助成制度を設けよ。これをまず最初に質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

ことしも、九州北部豪雨で大きな被害がございました。きょうも、テレビを見ておりましたら、三重県で、前線の影響で豪雨被害が出ておるようでございます。被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

この質問をトップに持ってきたのは、そういうこともあってかえさせていただきます。前向きによろしくお願いいたします。

昨年の9月議会一般質問で、大阪北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きになって犠牲者が出たことで、町に点検体制と安全対策の徹底について質問をさせていただきました。

その中で、千鳥台3丁目のコンフォモール内灘側に設置してあった防風・防砂ネット、これは民間の管理者が直ちにすぐ撤去をしていただいて、安全対策にご協力をいただくことができました。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、災害というのはいつ起こるかわかりません。この9月28日にも町の防災訓練が実施される予定であります。

現在の町内における老朽化したブロック塀等の状況をお聞きをいたします。公共のもの、民間のもの点検状況をまずはお聞きしたい

というふうに思います。

あわせて、老朽化したブロック塀等の、町の考えている現在の対策についてもお伺いをいたします。

○議長【中川達君】 総務課長、中川裕一君。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 まず私のほうから、公共施設のブロック塀の状況についてお答えいたします。

公共施設において基準を満たしていないブロック塀につきましては、全て撤去、改修しております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 都市整備部部长、田中義勝君。

〔都市整備部部长 田中義勝君 登壇〕

○都市整備部部长【田中義勝君】 私のほうからは、民間ブロック塀の点検状況及び対策についてお答えしたいと思います。

小中学校などの通学路につきましては、通学路マップをもとに、危険箇所の点検にあわせてどのような対応ができるか、各学校、PTA、津幡警察署などとともに確認し、情報共有をしておるところでございます。

次に、危険ブロック塀の確認方法や補助制度に関する問い合わせは、昨年度数件ありましたが、本年度は今のところございません。

しかしながら、過去の地震においては、危険なブロック塀の倒壊により人的被害や避難行動の妨げにもなっていることから、町では、ブロック塀の安全点検実施のお知らせをホームページに掲載し、周知啓発に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長【中川達君】 清水文雄君。

○11番【清水文雄君】 公共の関係するブロック塀については全て撤去、改修をしたということで、あと残るは民間の部分のところかなと。

具体的なその危険箇所等があると思います

し、私のところへも実際に一般町民から、あそこのブロック塀傾いているよということも通報を受けております。そういう意味では、他の自治体では今、民間の老朽化したブロック塀等の除去、改修について補助制度を設けるところが多くなっているわけでありますけれども、県内でも幾つかあります。

町としての、民間の人が直していくというふうになればお金もかかることだというふうに思いますし、逆に町が点検して「ここ危ないですよ」言うたら「ほんなら、お金出してくれるんかいや」っていう話にもなると思いますから、町としての補助制度を設ける考えがないのかお伺いをしたいと思います。

○議長【中川達君】 都市整備部部长、田中義勝君。

〔都市整備部部长 田中義勝君 登壇〕

○都市整備部部长【田中義勝君】 お答えいたします。

危険なブロック塀撤去に関する補助制度は、通学児童などの歩行空間を安心・安全にする観点からも、大変重要であると認識しております。

町では現在、補助要綱の策定を進めているところであり、議員の皆様へは、本9月会議においてその概要をお示ししたいと考えております。

また、町民への周知は、補助内容、要件などについて周知を図り、円滑な制度導入に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【中川達君】 清水文雄君。

○11番【清水文雄君】 補助制度を具体的に検討しているということです。ぜひとも、安全・安心のまちづくりに向けてしっかりと取り組みをしていただきたい、そういうふうに思います。

それでは、続いて、1番目の住民参加のまちづくりの推進に向け、まちづくり基本条例（自治基本条例）制定に対する町長の考えをお聞

きをしたいというふうに思います。

言うまでもなく、地方自治は民主主義の基盤でありまして、また、地方自治への参加を通じて住民が民主主義のあり方を学ぶという民主主義の学校であるというふうにも言われております。

そして、まちづくり条例、自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で、自治体の憲法ともいうふうに言われているのであります。条例の名称は自治体によって異なっておりまして、まちづくり条例、まちづくり基本条例あるいは行政基本条例、市民基本条例などさまざまな名称が使われているのであります。

内灘町においても、前八十出町長のもとで制定に向けて取り組み、最終的には、議会が反対8、賛成7で否決されたという歴史がございます。

まずは、そのときの町としてのまちづくり基本条例制定に向けた取り組みの経緯をお尋ねをいたします。

○議長【中川達君】 総務部部长、長谷川徹君。

〔総務部部长 長谷川徹君 登壇〕

○総務部部长【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

平成24年3月議会において賛成少数で否決されました、このまちづくり基本条例は、前町長が平成21年12月議会での一般質問において条例制定についてお答えし、その翌年から制定に向けた活動を行っております。

まず、平成22年1月号の町広報において、条例策定に向けた議論、検討を行うため、まちづくり町民会議の参加者を募集し、38名の方を委員として委嘱しております。この会議は、平成22年4月から平成24年2月の約2年間で18回開催しております。

また、条例の素案づくりのため、条例検討委員会が平成22年9月から平成24年3月の1年半で17回開催しております。

そのほか、平成23年6月と7月に、まちづく

り町民会議の委員と一般町民との意見交換会を6回開催し、パブリックコメントも行っております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水文雄君。

○11番【清水文雄君】 ご存じのとおり、まちづくり条例、自治基本条例、これは、地域課題への対応やまちづくりを、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したものであります。自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例でもあります。

多くの自治体では、情報の共有や市民参加、住民参加、そして協働などの自治の基本原則、これを担う市民、首長、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等への市民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めているのであります。

この条例の意義として、自治体の今後あるべき姿を普遍的な形で示すこと。制定過程や制定後の運用に当たって住民の参画が求められることにより、住民の自治意識の向上が図られること。自治体において個別条例や施策の体系を促すことなど、などなどがあるわけでありませう。

先ほどの西尾議員の答弁にもございました。町民の会議をもって遊休施設のあり方等を検討してはどうかと、そんなことも含めたら、やっぱりこのまちづくり条例、きちっと設けて、ましてや第2次計画ですか、そういうものもこれから策定されていくということであれば、住民参加の町政を目指していくべきだというふうに強く思うわけでございます。

石川県の条例施行率というのは30%、この自治基本条例の条例制定率30%、議会基本条例は45%と、いずれもこれは2017年の11月現在、NPO法人公共政策研究所が行った調査であります。

町として、まちづくり条例(自治基本条例)を制定をする考えがないのか、町長にお聞きをいたします。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

[町長 川口克則君 登壇]

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

近年、社会構造の多様化、複雑化が進み、住民のニーズに対応したきめ細やかな行政運営を実施するためには、行政だけでなく、住民と一体となったまちづくりが大変重要であると考えております。

現在のところ、まちづくり基本条例の制定は考えておりませんが、今後とも、町民の皆様に対する情報提供に努めるとともに、意見交換会や研修会などさまざまな機会を通じて、町会区長会、商工会、女性会など各界各層から幅広く意見をお聞きし、町民と一体となったまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水文雄君。

○11番【清水文雄君】 先ほどの総務部長の答弁の中でもありましたまちづくり町民会議、当時の新聞記事がございます。まちづくり条例を否決したという記事ではございますけれども、これが県、町議選のしこりかという見出しで、そんな見出しがついております。

その中を見ますと、先ほどの会議の回数、19回の会議、18回の委員会、地区意見交換会が設けられておるといふことでありますし、町長委嘱の委員、これが41人ということがございます。それだけの期間と労力を使って、自治基本条例の基本というのは、もう執行部側に資料として残っていると思っております。

その中で今、町長、答弁をされましたが、制定をする考えはない。本当に残念な答弁であります。

条例でありますから、議会提案による条例の制定、住民提案による条例の制定もあるわけでございまして、そんなことも含めて、やっぱりまちづくり条例、協働のまちづくり、住民参加のまちづくりをぜひとも川口町長にも推

進をしていただきたいというふうに思うわけ
でございます。

引き続いて、次の質問に移ります。

子ども議会の開催についてでございます。

まず、2015年8月22日に内灘町子ども議会
が開催をされております。私も傍聴に伺わさ
せていただきました。

この子ども議会は、2012年の1月1日から
施行された内灘町子どもの権利条例に基づい
て、実施の前年である2014年12月に内灘町子
どもの権利条例推進計画が策定をされ、実施
されたものというふうに認識をいたしており
ます。

子供たちがさまざまな場面においてみずか
らの意見を表明し、自分たちにかかわること
に主体的に参加をすることで自立性や社会性
を育むことを目的として開催をされたとい
うふうに考えております。

男、女それぞれ7人、小学校5年生から高校
2年生の14人が子ども議員となり開催され
ておりました。内灘高校の2年生が議長を務め、
13人が、町政に対する18の課題について自分
たちのまちづくりの思いを質問と提案し、こ
のとき、川口町長初め、副町長、教育長が回答
をする運営でございました。

このようなすばらしい子ども議会、前回の
子ども議会をどのように総括をされているの
かお聞きをいたします。

○議長【中川達君】 教育長、久下恭功君。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 今ほど議員からる
ご説明がありましたように、子ども議会は平
成27年に開催をしております。

その際の質問内容につきましては、きれい
なまちづくりや町の知名度向上、環境問題、イ
ンターネットのルールづくりなど、子供目線
で感心させられるものもありました。多くは、
子供たちが主体的にふるさと内灘を考える質
問や提案であり、郷土愛の醸成にもつながる
有意義な機会であったと認識をしております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水文雄君。

○11番【清水文雄君】 今ほど久下教育長述べ
られたように、大変意義のある子ども議会だ
ったというふうに認識をいたしております。

子供たちが、知り、考え、意見を持ち、論じ、
決める、そのようなことを学んでいくことは、
現在、18歳選挙権時代にも入っております、
主権者教育の観点からも、こうした子ども議
会の開催というのは重要だろうというふうに
思うわけでございます。

子ども議会の開催に向けた、次の開催に向
けた計画があるのかお聞きをいたします。

○議長【中川達君】 教育長、久下恭功君。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 先ほどもお答えしま
したように、子供たちが、ふるさと内灘に思い
をめぐらせ主体的に意見を発表する場をつく
ることは、また、ご発言にもありましたよう
に、主権者教育推進の視点からも有意義であ
ると考えております。

前回の開催から4年が経過しておることも
あり、開催に向けて検討してまいりたいと考
えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水文雄君。

○11番【清水文雄君】 検討をしていくとい
う前向きな答弁ありましたが。

ちょっと細かい話になりますけれども、具
体的に時期が、例えば次年度を計画するとか
そういう、計画ですから予算の関係もあると
思います。大して予算もかからないというふ
うに思いますけれども、先生方や生徒さんた
ちの、子供たちの労力というのが、負担とい
うのがあるかもしれませんけれども、その具
体的計画の中身についてお答えをお願いをし
たいと思います。

○議長【中川達君】 教育長、久下恭功君。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 具体的にというご質

間でありますが、この議会は全小中学校、それから内灘高校の子供たちが対象となるわけですし、それぞれ学校行事等もあります。そういうことにも配慮しなければならないという観点からも、長期休暇というのが適当ではないかというふうにも考えました。

ただ、冬休み、春休みというのはちょっとタイトであるというふうにも考えておりますので、今のところ、来年の夏の休みを活用できればというふうには考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水文雄君。

○11番【清水文雄君】 ありがとうございます。

前日も8月22日ということで、長期休暇のときでございました。ぜひとも、次年度に向けて具体化を図って成功をさせていくようお願いをしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長【中川達君】 清水議員の質問が終わりました。

3番、米田一香議員。

〔3番 米田一香君 登壇〕

○3番【米田一香君】 皆さん、こんにちは。議席番号3番、米田一香です。

本日は、2つの質問を予定しております。

1つ目は、豊かな自然を守り、育み、未来につなぐ森林環境税、森林環境譲与税、について、2つ目は、遊休施設の利活用についてです。

町長初め執行部の皆様方にはわかりやすいご答弁をお願い申し上げ、質問に移ります。

初めに、当町へ転居等される以前に森林の多い地域で暮らしていた方や、ご親戚が山間地にお住まいの方にとっては、森林整備と聞いてとても身近に感じる方もいらっしゃるかと思いますけれども、現在の内灘町でのふだんの生活の中では、意識をしないと余り考え

る機会が少ないのではないかとと思われる森林に関しての質問をいたします。

戦後の拡大造林政策で、全国各地で天然林が伐採され、杉やヒノキといった人工林が形成されてきました。山の所有者は、植えた木が何十年先の将来に価値を見出せると信じ、山の奥の奥まで、杉やヒノキといった人工林を植えてきました。しかし、木材の需要は昭和48年をピークに減少し、さらに、安価な輸入木材の普及から、現在、全国で7から8割の杉やヒノキの人工林が放置され、大荒廃している現状です。

自然林には、高い保水力と豊富な湧き水、生物の多様性が見られる一方で、放置され、密集し、成長し過ぎた人工林では、内部に日の光が当たらず、下草が消え、低木が育ちにくくなり、雨が降るたびに表土が流出いたします。もちろん保水力も低下し、湧き水も減少し、谷川の水量が激減し、生き物がすめない死の森となってしまうます。

自然林では、適当な表土が保たれ、土壌を越えて岩盤まで根がしっかりと張っている状態ですが、人工林は、根が浅く岩盤まで届かず、台風による倒壊や、近年多くの被害が報告されておりますゲリラ豪雨が起こりますと各地で土砂崩れが起き、河川で流木の被害が発生いたしております。

ことしに入って豪雨による被害を受けられました、県内、また全国各地の皆様にも、心からのお見舞いと一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

そして、この放置された人工林には餌がなく、奥山にいるはずの野生の動物たちは、生きるために里へ里へとおりてきますので、農作物の被害が生じております。

さらに、現在、国民の3人に1人が花粉症だと言われておりますけれども、放置人工林は、花粉症の原因となる大量の花粉を発生させる弊害も深刻化しており、そこに住む方やそこを訪れる方々を含め、私たちの健康にとっても

大きな問題となります。

このように、全国で長期間にわたり放置されてきた私有の人工林による深刻な問題への解決が急がれる中、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加や担い手不足なども課題となっており、適正な森林整備を推進することが必要との考えから、森林所有者と林業経営者の連携を図ることを目的とした森林経営管理法が平成30年5月25日に成立し、ことしの4月1日より施行されております。

これに基づく新たな森林管理システムが構築され、これから市町村が主体的に制度を運営していくことになりました。そこで、市町村が実施していく森林整備等に必要な財源に充てるための森林環境税と森林環境譲与税が創設された経緯です。

これに伴い、森林環境税では、令和6年度(2024年度)から、個人住民税に上乗せして1人当たり年額1,000円が徴収されることとなります。

ここでお尋ねいたします。

当町における森林の位置づけや林業の状況とあわせて、国内、県内の森林の適正管理や整備がなされることが、間接的に、当町の潟や、海も含めた自然環境や、水道といった住民の暮らしに及ぼす影響についてどのように考えておられるでしょうか。

また、創設されました森林環境税の概要とあわせて、町住民税とあわせて徴収されるわけですので、この税の意義について、町ではどのように受けとめておられますか。お答えください。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

森林は、地球温暖化や土砂流出の防止、木材の産出など、多面的な価値を有しており、本町では、林業従事者はおりませんが、私有林人工

林の面積は8.51ヘクタールとなっており、日本海からの風や砂を防ぐなど、町民生活において大変重要な役割を担っております。

森林環境税は、森林環境の整備に必要な財源を安定的に確保することを目的に、広く国民で負担し合う税という形で、令和6年度から新たに課税されるもので、我が国が持続可能な発展を遂げていく上でも大変意義のあるものであると考えております。

なお、本町の今年度の町民税均等割の納税義務者数が約1万4,000人となっておりますことから、年間の税額は1,400万円程度になるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 議員の皆様提案をさせていただきます。

本日、この議場において空調機が故障をしておりますので、非常に暑い状況が続いておりますので、議員各位並びに執行部におきましては、本日に限り、上着を脱いでいただいても構わないと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 はい。それでは、暑い方は順番に。執行部の方も、暑かったら脱いでいただいで結構ですから。

米田一香君。

○3番【米田一香君】 室内暑くなっておりますが、皆様、体調のほうは大丈夫でしょうか。

今ほど町長にお答えいただきましたように、森林を適正に管理し整備することは、地球全体での地球温暖化、暑い日が続いておりますけれども、地球温暖化の防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地域の活性化や安全で快適な生活環境の創出などにつながり、私たち国民一人一人の暮らしへの恩恵を受けるものであります。また、町の魅力の一つである海を豊かに育む一つが豊かな森林でもございます。

石川県ではこれに先駆けまして、平成19年

4月よりいしかわ森林環境税が導入され、個人は1人当たり年額500円が、また法人にも課税がなされてきました。その財源を用い、ハード、ソフトの両事業がなされてきましたが、特に当町に対してはどのようなことに影響があったと考えておりますでしょうか。また、県からの説明はどのように受けていますか。

あわせて、今後どのような計画だと説明を受けていますか。教えてください。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。

〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 ご質問にお答えいたします。

県のいしかわ森林環境税を財源とする事業については、平成21年度から実施されているこども森の恵み推進事業やいしかわの森づくり推進月間事業を通して、西荒屋公民館、内灘中学校などが森林環境教育として植栽や植樹体験などを行っております。

また、今年度は、8月に役場町民ホールにおきまして、小学生を対象とした木材の話や木工教室を実施する木育出前講座を実施しております。

なお、県からは、必要に応じ今後も、森林環境教育などの普及啓発活動に引き続き支援をいただけると説明を受けております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

今後、森林環境税として、町では1,400万円、総額になるということですが、今年度から森林環境譲与税が当町にも譲与される見込みとなります。

この譲与額の算定方法及び譲与額の年次推移を試算されておりますでしょうか。また、この森林環境譲与税での県との役割分担はどのようなようになっていくのか教えてください。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。

〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 ご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の最終的な総額、配分は総務省で決定することになっております。現段階での森林環境譲与税の試算については、令和元年度は、国全体で200億円、市町村と都道府県の割合は8対2であります。市町村については、森林環境譲与税160億円の50%を私有林人工林面積、20%を林業就業者数、30%を人口でそれぞれ案分した額を合算して譲与するとされており、試算をすると、町の森林環境譲与税は117万9,000円になる見込みでございます。

森林環境譲与税の年次推移の見込み額につきましては、令和元年度から令和14年度までは117万9,000円から約320万円、令和15年度以降は約390万円となる見込みでございます。

また、県の役割としては、手入れ不足人工林の整備や森林整備を実施する市町への支援などを実施していくとの説明を受けております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

大体、町全体で1,400万円の森林環境税に対して、初年度は約100万円で、一番多くなって390万円ということで譲与税が還付されるということなんですけれども、実際には森林面積等でその額が決まってくるから、内灘町の皆さんが納める税金はほかの地域に行きますけれども、それはめぐりめぐって内灘町の皆様の暮らしに還元される、日本の将来にとって必要なお金であるというふうに私も認識いたしております。

この森林環境譲与税によりまして、これまで県が主体的に行ってきた森林管理や自然環境保護の教育、また理解促進を、今後は町が財源を持つわけですので、主体的に実施していくことができるいい機会ではありますけれども、住民の皆様にとっては森林に関する税負

担が、今は500円なものが1,000円に、倍にかかるわけでございまして、その後の石川県の森林に関する税については今後検討されていくこととなりますけれども、実質は倍に税負担がふえるということになるわけでございます。この森林環境譲与税の有効な活用について、実施主体となる町は、しっかりと議論して丁寧な説明していくことが必要ではないかと思えます。

あわせて、今後、いしかわ森林環境税により実施される事業との違いというものを明確にしていく必要があるのではないのでしょうか。分担できることは分担しながら、また協力できることは協力しながら、しっかりといい方向に、森林環境譲与税により実施される事業を行っていただきたいなと思えます。

町の担当課はどちらになるのでしょうか。また、他の市や町では、市町村では、協議会等の開催を検討されている、実施するというふうに決めている自治体ございますけれども、今後の町の体制づくりというのはどのようにお考えでしょうか。教えてください。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。

〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 ご質問にお答えいたします。

森林環境税といしかわ森林環境税は同じような趣旨の税となりますが、県からは、活用する際、実施する事業が重複しないよう明確に区分していくと伺っております。

また、森林環境譲与税により事業実施する担当課は地域振興課になります。

なお、協議会など、今後の体制づくりにつきましては、他市町の動向を参考にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 では、実際に、森林環境譲与税はどのようなことに使用すべきなのでしょう。また使用できるのでしょうか。書

かれているかなと思うんですけれども、それを踏まえて、町の方針というのが決まっておりますらお答えください。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。

〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 ご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税は、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、普及啓発、木材の利用促進などの施策に要する費用に充てることとなっております。

町の森林環境譲与税の活用方法としては、林帯遊歩道の整備に重点を置き進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

林帯遊歩道の整備に重点を置いていくということなんですけれども、ここで先にお尋ねしておきますけれども、現在の公共施設における県産木材の活用状況について教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。

〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 ご質問にお答えいたします。

過去5年間に町で建設されました公共施設では、白帆台小学校建設時に県産木材を使用しております。

以上です。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

白帆台小学校の建設時に使っているということなんですけれども、また今後も県産木材の活用を、より多くの町民の皆様が目にしたたり利用する施設に使っていただきたいなと思っております。

この使途の限られた財源ではございますけ

れども、森林環境譲与税は今後、継続的な譲与が見込めることから、通告の段階では条例制定と目的基金の創設をというふうに通告したんですけれども、今回、議会に条例等上がっておりますので、あわせて、ただ基金をためていくというのではなく、今から林帯遊歩道の整備に重点を置くということですのでけれども、林帯遊歩道の整備のためにこの基金をためているという認識でよろしいんですか。お答えいただけますか。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。
〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 再質問にお答えいたします。

林帯遊歩道の整備のほか、またいろんな休憩施設の設置とか、新たな樹木の植栽とか、そういう保育とかにも活用していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

先ほど森林環境譲与税の、どんなことに使用できるんですかという質問をしたんですけれども、市町村は、間伐や人材育成、担い手の確保であったり木材利用の促進、普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用ということなんですけれども、現在の既存事業プラスアルファで行って行ってくださいねというふうになっていると思うんです。

林帯遊歩道の整備というのももちろん大事なことなんですけれども、平成29年の財政の数字見ますと、林業費は563万円上がっております。これを維持しながら、かつプラスアルファ、この森林環境譲与税でいただいたお金を森林に関することに使っていただきたいなというふうに思うんですけれども、今後の森林環境譲与税の使途について、私から幾つか提案をさせていただきたいと思います。

まず、基金を積むということなんですけれ

ども、蓮湖渚公園に現在、グラウンド・ゴルフ協会さんがプレハブで物を収納されていると思うんですけれども、その公園、蓮湖渚公園は景観もいいですし、多くの町民の皆様も使われているわけですので、そのプレハブがすぐ傷んでいて、実際に物も傷んでしまうような現況なんですけれども、景観上もそれを木材の荷物も置けるようにして、かつ日陰もつくるということで、何かそういった小屋というものを建てられないものかなと思ひまして、質問をさせていただきます。

といいますのも、町民夏まつりで早い時間に行きますと、子供たちが、大きなトラックがとまっていたんですけれども、日陰がないのでトラックの後ろで休んでいる状況も目にしております。

ですので、多くの町民の皆様に行事等でもふだんからも利用していただく公園でございますので、こういった暑い日もございますので、日陰をつくるという意味からも休めて、かつ今、実際に倉庫が老朽化して困っているという声もいただいているわけですから、この森林環境譲与税を活用しながら県産木材を利用して、何か一休みできるような、町民の皆様役に立つようなものを建てられないものかなと思ひます。お答えをお願いします。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。
〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 貴重な提案、ありがとうございます。

今ほどの議員のご提案も参考にして、今後検討してまいります。

以上です。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 それから、もう一つ提案、幾つかのうちの2つ目なんですけれども。

先ほど、白帆台小学校に県産木材を利用したということなんですけれども、今後、内灘駅を改修する際には、内灘駅を含む、内灘駅以外でもそうなんですけれども、公共施設を整備

する際には、一部でも、一部になると思うんですけれども、積極的に県産木材を活用して、また、基金をずっと積み立てていって一気にどんと使うことも、もちろんそういった使い道もありますけれども、やっぱり何かつくるものがあつた際には、そこから一部取り崩して定期的に県産木材を活用していくということも必要なのではないかなと思いますので、ご答弁いただけますでしょうか。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。

〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 先ほども申しましたけれども、議員の今ほどの提案も参考に、今後検討してまいります。

以上です。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

また、森林保全の教育ですけど、町内でも実施しているということなんですけれども、例えば、県内でまき割り体験であったりとか植樹であったりとか、そういった体験型のプログラムをされているところがあると思うんです。

そういったところに、例えば子供たちが、もちろん町でいろんなことを学ぶことも大事だと思うんですけれども、ぜひ県内、県外と言うとちょっと広過ぎますけれども、広い視野でほかの地域を見ていただく、森林が多くあるところを見ていただくということも、子供たちにとってはすごく貴重な経験になるかと思えますので、そういったプログラムに、町もどのプログラムを認定するのかというとなかなか難しいかなとは思いますが、そういった、こういうしっかりしたプログラムであれば、そういったところに参加する子供たちに対して、参加費の助成であるとか、交通費の助成であるとか、ぜひ外に行つて学んでくださいねという、そういうような事業を展開することはできないでしょうか。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。

〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 では、再質問にお答えします。

今ほどの提案につきましても、今後、そういう研修に参加できない、負担を助成できないか、また検討していきたいと思つています。

以上です。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 そして最後の提案なんですけれども、内灘町の町の木はクロマツです。クロマツのもとに、春と秋になると、手入れされたクロマツにはショウロというキノコが発生することがございます。

このショウロとクロマツの関係性というのは、手入れされているクロマツにはショウロがつかますし、ショウロがつくクロマツというのは元気なクロマツだということで、お互いに助け合つて共存している、いい状態で共存していくキノコになるんですけれども、このショウロというのは非常においしいキノコだということを伺つております。

近年は、クロマツ林の手入れ不足や、また松枯れによって減少してござりまして、非常に高価に取引されてござります幻のキノコと言われるほど珍しいキノコになってござります。実際に内灘町でもショウロがとれてたという話も、今とれてるのかまではちょっと私は確認できてないんですけれども、昔はとれてたよというふうに伺つてござります。

そして、昔は、やっぱり燃料等のために松葉を子供たちが集めてきていたという話も聞いてござりまして、内灘町内では、クロマツの手入れとともにショウロがあつたんだなというふうに聞いてござりますけれども。

この森林環境譲与税を活用して、新しくとつていますか、昔に戻すといつていますか、松林をしっかりと手入れしていくことによって、ショウロプロジェクトと私は勝手に言つてますけれども、ショウロができるクロマツをつくら

う、町の木を大切にしていこうという、またそのショウロができれば、各地で特産品化しようとしているんですけども、なかなか、松枯れ対策をしている駆除剤等の散布などが強過ぎるとショウロができないということもございまして、しっかりと特産品化できている地域というのが本当に少ないというふうに伺っておりますので、内灘町の新しい特産としてショウロが、頑張れば、森林環境に関する保全とともに特産品の開発ができるのではないかなというふうに考えております。

ぜひこういったことにも取り組んでいただけたらなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 地域振興課長、橋本良君。

〔地域振興課長 橋本良君 登壇〕

○地域振興課長【橋本良君】 今ほども貴重な提案、ありがとうございます。

今ほどの議員の提案も、これから参考にして、また考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 今のショウロのご質問にお答えいたします。

私もショウロは知っとるんですけども、ショウロといたら、以前、内灘の海に防風林として植えた松の木の下によく出たものなんです。その時代といいますと、松葉を皆さんが燃料用に家へ持って帰るような、そういう時代で、松の木の下がね、本当にきれいになったときなんです。

ですから、最終的にこの、森林譲与税ですか、一千百何十万というふうな金額でございまして、その金額で内灘町全体のクロマツの下を整備できるかどうかというのを今後検討してまいりたいと思っております。

ショウロは、高級ですごい香りの高い、多分キノコ科のもんでなかったかなと思っております。

ます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

実際には生活も変わりまして、なかなかショウロが見られなくなったというふうにはいろいろ書いてありまして、実際にそうなんだろうなというふうに思いますけれども、ぜひ内灘町のクロマツの下にショウロがなるようなクロマツの手入れができればいいのかなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

2つ目は、遊休施設の利活用についてでございます。

令和元年6月の全員協議会で、遊休施設の利活用方法の検討状況について報告がありました。

4遊休施設についての説明だったと思うんですけども、現在の状況及び今後の方針について確認をさせていただきます。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

午前中の西尾議員のご質問にもお答えしたとおり、遊休施設の現状及び今後の方向性につきましては、本年6月会議においてお示ししております。

具体的な利活用につきましては、今後も議員の皆様のご意見をお伺いしながら進めてまいりたいと考えておりますが、必要に応じて住民の皆様からご意見を伺うことも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

その6月の報告の際に、鶴ヶ丘2丁目の消防庁舎跡地に大規模商業施設の立地計画が報

告され、翌12日の北國新聞にも掲載されております。

その新聞の記事ですけれども、「消防庁舎跡に商業施設 内灘町、来年12月オープン」と書かれております。タイトルですけれども。その中では、町有地、民有地合わせて約9,000平方メートルの敷地に約2,000平方メートルの店舗が計画され、早ければ2020年12月ごろオープンする予定となっているという内容で、その後続くんですけれども。

この記事を見た多くの町民の皆様が、大規模な商業施設が来るんだなということで気になっていると思いますし、期待していると思います。

この計画内容について、その時点での計画とあわせまして、その後明らかになった計画についてお示してください。

○議長【中川達君】 都市整備部部長、田中義勝君。

〔都市整備部長 田中義勝君 登壇〕

○都市整備部長【田中義勝君】 お答えします。

鶴ヶ丘2丁目の旧消防庁舎跡地の活用につきましては、不整形地である旧消防庁舎跡地の町有地と隣接する民有地を一体的に整形地として活用することで、大規模な商業施設の用地としたいという内容の提案が、民間事業者からなされたものでございます。

なお、町有地の利用方法につきましては、町有地を借り上げ、大規模な商業施設を建設するというものでございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

遊休地の活用は町の課題でもあり、地元住民の皆様にとっては、大規模商業施設が建ちますと利便性が高まり、とても有効な施策だと考えておりますけれども、突然聞いたことでもありますし、内部のほうで検討は以前からされてたのかなと思うんですけれども、一

体どのような経緯でそういうふうになりますよというふうに決まったのか、時系列で詳しく教えていただければと思います。

○議長【中川達君】 都市整備部部長、田中義勝君。

〔都市整備部長 田中義勝君 登壇〕

○都市整備部長【田中義勝君】 経緯について、少しお知らせしたいと思います。

遊休施設については、公共施設再配置検討会において、その利活用方法など議論してまいりました。その中で、旧消防庁舎においては、再利用する場合は事務所が2階で使用しづらいことや建物の老朽化が著しいことから、撤去する方向性が示されております。

一方、企業誘致において、現在、白帆台商業施設用地への誘致を進めているところでございますが、事業者側から旧消防庁舎跡地の有効活用する提案を受けまして、先般、議会の皆様にお知らせしたということでございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 町のほうからではなく、企業さんのほうから消防庁舎の跡地を使いたいということだったということで理解できました。

この施設、大規模商業施設ができますと、同様の商業施設が鶴ヶ丘さんに、アオキさんになるというふうに聞いてるんですけれども、違うのかな、うわさ話では。わからないんですよ。同様の商業施設が鶴ヶ丘地区で重複することになるんじゃないかといううわさを聞いてるんですけれども、そちらとの兼ね合いというのはどういったことになってるんでしょうか。教えてください。

○議長【中川達君】 都市整備部部長、田中義勝君。

〔都市整備部長 田中義勝君 登壇〕

○都市整備部長【田中義勝君】 お答えしたいと思います。

近隣に同様の商業施設があるということで、過当なサービス競争が懸念されるところでご

ざいますが、町といたしましては、それぞれの店舗で魅力あるサービスを提供することで、地域住民の買い物の選択肢がふえ生活の利便性が向上するとともに、町が土地の所有権を留保したままで安定的な賃貸料収入を得ることができ、遊休財産の有効活用に資するものと考え、議会に報告したものでございます。

以上です。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 ありがとうございます。

今後の遊休施設の利活用についてですが、施設ができるメリットもわかっておりますし、ただ、町民の皆様にとってはすごく利便性が高まり、いいと思うんですけども、実際に商売されてる方にとってのデメリットというのがあるのかなと思うんです。

ですので、地元住民の皆様や町商工業者の皆様の意向を丁寧に聴取する機会を設けて、この事業に関しても、この事業以外に関しても、今後丁寧に進めていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 都市整備部部长、田中義勝君。

〔都市整備部部长 田中義勝君 登壇〕

○都市整備部部长【田中義勝君】 お答えいたします。

先ほど西尾議員の質問に答弁したとおり、利活用に当たりましては、今後も議員の皆様のご意見をお伺いしながら丁寧に進めてまいりたい、このように感じております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田一香君。

○3番【米田一香君】 今後も、ぜひ丁寧に検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、私の質問を終わります。

ありがとうございました。



○休 憩

○議長【中川達君】 ここで、暫時休憩をいたします。

再開は14時30分にいたしたいと思います。よろしくお願いします。

午後2時10分休憩



午後2時30分再開

○再 開

○議長【中川達君】 休憩前に引き続き会議を開きます。



○一般質問

○議長【中川達君】 一般質問を続行いたします。

先ほど米田一香君の一般質問が終わり、引き続き、9番、北川悦子君。

〔9番 北川悦子君 登壇〕

○9番【北川悦子君】 議席番号9番、日本共産党、北川悦子です。

大変暑い中ですが、これで最後ですので、暑さに負けずに涼しい質問をさせていただきますので、皆さん、最後までよろしくお願いします。

まず初めに、幼児教育・保育の無償化についてお尋ねします。

10月1日より保育の無償化で、3歳から5歳児の保育料は無償化になります。子育てへの大きな支援になると大変喜んでおります。

9月1日の新聞の見出しに「保育園に打撃副食費を実費徴収化 3～5歳1人当たり運営費が月額600円減」とありました。1人当たりの基本運営費が実質的に月額約600円引き下げられ、定員90人の保育園では年間約60万円の減収になります。保育の質の低下にもなりかねません。

そうした中、通告のときには私自身知らなかったんですが、9月3日の町長の提案説明で、町独自で副食費を無償化するというふうな説明がありました。大変喜ばしく思います。

原稿をたくさん用意してたので、少しだけ

読まさせていただきます。

大変わかりやすい文教福祉常任委員会の7月の資料によりますと、子ども・子育て支援臨時交付金見込みが2,608万4,000円、無償化による影響額が2,569万円の半年分、令和元年度に限りですが、1,284万5,000円と合計、財政効果が令和元年度で3,892万9,000円、令和2年度予算では、無償化による影響額が2,569万円、交付見込み額が1,549万4,000円、合計4,118万円となるというふうになってました。

私はここで、これだけお金があるので、ぜひ副食費を無料にと訴えたいと用意をしてたんですが、無償にということで大変喜んでいますが、保育の数が706人で、そのうち、年収360万円未満相当の子供たちと同時入所の第3子以降の子供たちについては副食費が免除されるということで、実質、副食費を徴収しなければならなかった人数が596人ということで、もしこれが徴収されることになったら、保育士さんの事務手数料も大変になるし、また滞納になった場合はどのようになるんだろうかと大変心配しておりましたが、町長の提案の説明の中で、町独自で無償化に踏み切るというふうにされていまして、ほっとしているところです。

こうした中で、この無償化に対して課題、問題点があれば、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

[町長 川口克則君 登壇]

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

今、北川議員の質問の中にもありまして、来月から実施されます幼児教育・保育の無償化にあわせ、本町では、子育て支援をより一層拡充するため、独自の取り組みとして、おかずやおやつなどの副食費の無償化を実施することとし、その関係費用について、本9月会議において補正予算案を提出させていただいております。

無償化しなかった場合の問題点なんですけれども、問題点につきましては、多子世帯保育料軽減事業を今現在行っております。現在、保育料が無料となっている約50の方がこの副食費が要するというふうな、そういう問題もございました。

そしてもう1点が、各施設で事務負担がふえると、その副食費だけ徴収せんといかんと、そういう問題がございましたけれども、無償化にいたしましたので問題はございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川悦子君。

○9番【北川悦子君】 無償化によって懸念されていたいろんな問題点がなくなるということで、本当に子供の医療費にしても、国がどんと出してくればこうした財政効果も出てくるんじゃないかなというふうにつくづく思っているところであります。

じゃ、次の質問に移りたいと思います。

7月21日投開票が行われました参議院の議員選挙の投票率についてお伺いします。

今回の参議院選挙は24年ぶりに50%を切り48.8%、町の投票率は46.76%でした。残念ながら、町会議員選挙は無投票となり、町と国の選挙の投票率の比較はできませんが、全国的にも低い投票率に議論が多々ありました。

内灘町においては、変わった点をちょっと挙げてみますと、第10投票区が宮坂公民館から白帆台公民館に、また、ほのぼの湯におきまして1階展示スペースで7月20日、期日前投票所を開設しています。

期日前投票数とほのぼの湯の投票数をお伺いしたいと思います。

○議長【中川達君】 選挙管理委員会書記長、中川裕一君。

[選挙管理委員会書記長 中川裕一君 登壇]

○選挙管理委員会書記長【中川裕一君】 ご質問にお答えいたします。

7月21日執行の参議院議員通常選挙の期日

前選挙の投票者数は、16日間で3,980人。そのうち、ほのぼの湯での投票者数は161人となっております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川悦子君。

○9番【北川悦子君】 3年前の参議院選挙の投票率は58.35%で、10%以上下がっています。

町として、投票率の低さをどのように認識され、今後どんなふうにかかしていかうと思っておりますか、お尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 選挙管理委員会書記長、中川裕一君。

〔選挙管理委員会書記長 中川裕一君 登壇〕

○選挙管理委員会書記長【中川裕一君】 ご質問にお答えいたします。

今ほども申されましたとおり、前回選挙よりも多数、当日を含めました投票率におきましては11.59%も減少しており、投票率が減少しております。

町としましては、全国的な投票率の減少も含め、今後、啓発活動に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川悦子君。

○9番【北川悦子君】 先ほど、ほのぼの湯の期日前投票者数が161人あったというふうにお伺いしました。

以前、清水議員だったと思いますが、スーパー等にも期日前投票をするところをふやしてほしいというような一般質問があったかと思いますが、こうしたほのぼの湯でも161人と、何も持っていかななくても投票できて大変便利だったというようなお話も伺っていますので、こうしたことを今後考えていくつもりはあるのかどうか、継続していくつもりがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 選挙管理委員会書記長、中川裕一君。

〔選挙管理委員会書記長 中川裕一君 登壇〕

○選挙管理委員会書記長【中川裕一君】 期日

前投票のその他の施設での活用ということになりますけれども、現在、今年度に関しましては、ほのぼの湯のほうで20日の日、1日のみとさせていただきますけれども、今後、公民館も含めまして、日数等も入れまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川悦子君。

○9番【北川悦子君】 今回の経験を踏まえて、ぜひ公民館等、ほのぼの湯とかスーパーとか、いろいろふやしていったり継続していったらいいと思います。

だんだん高齢化してきますと、例えば宮坂から白帆台まで、車でなら近いんですが自分の足で上がっていくと思うと、お天気がちょっと悪かったりすると「ああ、大変や。もうやめところ」とか、そんなふうになる方もいらっしゃるような聞いておりますので、そういう点からも、なるべく近くで投票が、投票日だけでなく、体の調子のいいときに行かれるようにというような配慮をしていただきたいと思います。

それと、全国的にも言えることなんですが、「18・19歳投票率10ポイント減 選挙離れ浮き彫りに」というような新聞の見出しが気になりました。

若者の政治離れを防ぐために、主権者教育の現状をお尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 選挙管理委員会書記長、中川裕一君。

〔選挙管理委員会書記長 中川裕一君 登壇〕

○選挙管理委員会書記長【中川裕一君】 ご質問にお答えします。

主権者教育については、若いうちから社会や地域の課題を身近に感じ、主体的に政治に関心を持っていただくために重要なことと考えております。

具体的な取り組みとして、毎年、町内各小学校で模擬投票を実施しております。また、県の選挙管理委員会と共同で、内灘高等学校にお

いて選挙出前講座を実施しております。

さらに、7月に行われた参議院議員通常選挙の際には、内灘高等学校に依頼し、3年生4名が期日前投票所の投票立会人として直接選挙にかかわっていただいてもおります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川悦子君。

○9番【北川悦子君】 いろんなことをしてらっしゃるということがわかりました。

といいますのも、町民夏まつりのときに、核兵器をなくすためにということで、世界から。署名を毎年集めさせていただいております。そのときに、ことしは特に特徴的だったのは、署名をこういうわけで集めているんだということで説明をしますと「核兵器って何や?」とか、「広島、長崎に原爆落ちたの知ってる?」とかそういうような話をしていくと、それは以前よりは知ってるという方は多かったです。

ところが、じゃ、こんなんでも世界の人たちから署名を集めて核兵器をなくしていく運動をしているので、署名をしてほしいということを行いましたら、結構たくさんの子供たちが住所を知らないって言うんです。「あなたどこで生まれたの?」って聞くと「内灘町」。「うん。内灘町何町?」って聞くとちよろちよろとこう答えてくるんですが、住所を知らないという答えが多く返ってきました。

あと、いろいろ言いますと「大丈夫。大丈夫です。大丈夫です」というふうに返って、今の若者たちの言葉じゃないかなと思いますが、住所がぱっと浮かんでこないのはスマホなんかでこうやってるからかなとふと思ったんですが、以前までは「個人情報にかかわるから書けません」とかそういう答えが多かったんですが、ことしは住所を知らないという方がすごく多かったです。

こうした若者たちを見ていると、もう少ししっかりと自分たちの意見を持って、考えを持って生活を見詰め、やはりどんな日本をつ

くっていったらいいのか、内灘町をつかっていったらいいのかというようなことを考えられる人になってほしいなというふうにつくづく思いました。

一つの方法、提案として、先ほども清水議員から質問がありました子ども議会を開いてほしい、私もそう思います。模擬投票をやっていますけれども、毎年、子ども議会を定例化して開いていくことによって、いろんな身近な問題なんかを議会の中でお話をし、それが一つずつ実現していく。こうして政治がつくられていくんだなというところを身近に感じてもらいたいというふうに思います。

また、同じように、女性議会も以前質問もさせていただきました。女性議会もそこから出発して、あのときは「サンタをさがせ!!」のウォークラリーの中で……、違いますね。女性議会からスタートをして、おいCまち内灘ということで今もラッキョウづくりをしてらっしゃるように、そうしてみんなで集まっているなことを議論して議会の中で発表していくというようなことが、すごくまちづくりに大切だなというふう実感しております。

また、「サンタをさがせ!!」ウォークラリーで、以前は議場を開放させていただいていました。そういう中で障害のある人たちがここへ来て、やはり議員になったつもりで発言をすると。すごく喜びであって、その中で、グループホームが欲しいというふうに、誰もが入れるようなグループホームが欲しいなというようなことを車椅子の方がおっしゃられたのも今でも思い出します。

継続して、こうした開放を行って広く皆さんの声を集めていくことが、投票率を上げることにもつながりますし、町をよくしていくことにもつながっていくんじゃないかなというふうに思いますが、お伺いをしたいと思います。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

町といたしましては、多くの方に政治に興味を持っていただくことは大変重要なことであり、先ほど清水議員のご質問にも教育長がお答えしたとおり、まずは子ども議会から検討してまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川悦子君。

○9番【北川悦子君】 来年の夏、子ども議会をというような具体的なお話もありましたので、これを1回してまた何年後じゃなくて、毎年毎年、輪島のように毎年子ども議会を、夏にはあるんだというような、定例化していただいたらいいかなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

図書館についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど西尾議員から図書館のハード面やらソフト面やら詳しく述べられましたので、私のほうからまたということはありませんが、共産党のほうから町政アンケートを行ったときに、図書館の充実を願う方が本当にたくさんいらっしゃいました。

その中の声をちょっと紹介させていただきまして、ぜひ検討委員会をつくっていただきたい。先ほど答弁あったように、どんと、こう押すような、そしてできたらなということで、一部声を紹介させていただきます。

「図書館は本がふえ過ぎ。とても見にくい。新しい本の後ろに古い本があり、とりづらい」「ここで本を読みたいという気持ちがなえてくる。ぜひ来年ぐらいに新しい図書館をつくって、他のまちに、内灘の図書館はすてきだ、内灘の人って教養深いと思われるようにしてほしい」「スポーツ施設ばかりふえ、スポーツをする一部の人ばかり優遇されている。知性、教養としての内灘をこれから目指してほしい」「美術の本が少ない。子供たちがどんなすてきな本と出会うことができるか、今後の人生

において大きな力となる」。快適な場所を望む声が本当に多く上がっております。

また、先ほど西尾議員に答弁されましたように、ぜひ基本構想の策定に取り組んでいただきたいというふうに思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長【中川達君】 教育部長、上出功君。

〔教育部長 上出功君 登壇〕

○教育部長【上出功君】 現在、町立図書館には約12万5,000冊を越える書籍や資料がございます。毎年、蔵書点検を実施し、古い書籍につきましては、順次、除籍やブックリサイクル等で無償提供をしております。

これまでも、限られたスペースの中で書籍の配置に努めてまいりましたが、今後は、さらに利用者のニーズや利便性を十分に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、今後の展望等につきましては、午前中の西尾議員のご質問に町長がお答えしたとおり、図書館建設に向けての基本構想策定を前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川悦子君。

○9番【北川悦子君】 ぜひとも、図書館建設への基本構想の策定に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

これは、結局は、内灘町って本当にすてきな図書館があるよということは、内灘町にすてきな海がある、その資源と同じように、こうした図書館があるということで町外からも人が集まってきて、そこにまたおいしい食べ物屋さんとかお土産みたいなものとかいろんなものがあれば、それでまた経済も回っていくと。一つだけじゃないので。

図書館建てると思ったらお金が要る、そんなものということもあるかとは思いますが、町民の中にはこういうニーズがたくさんあるということを、午前中も西尾議員からありましたように、私の中にもたくさんそういう意見がありますので、ぜひこれは町民の声とし

て育て、構想に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後の質問に移ります。

学校、公園の周辺は特に、防犯上、街灯で明るくしてほしいという声が聞かれます。午前中には小谷議員から、小中学校に防犯カメラの設置のお話がありました。

私も学校、公園を夜間ちょっと見て回ったんですけども、学校は結構遅くまで、体育館を使ったりとか、先生方が残っていたりとか、明かりがついていますが、その周りのところが、例えば清湖小学校で言いますと、林帯遊歩道側のところはちょっと暗くてとか、公園の中はほぼライトが照らされてすごく明るくなっていますが、その周りのところが暗いとか、そういうようなところが何か所か見かけられました。

町会とも連携して、夜間でも安心して周囲を歩けるようにというふうに思いますが、その点答弁をお願いいたします。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

街灯などの照明器具につきましては、夜間における歩行者の安全確保や犯罪防止の観点から、一定以上の明るさを保つことは重要であると認識しております

しかしながら、明る過ぎることで、周辺住宅への影響や、公園等の夜間利用により防犯上の問題も危惧されることから、街灯の増設などにつきましては、今後とも、地元町会の要望に基づき、必要に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

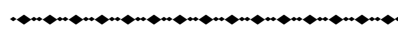
○議長【中川達君】 北川悦子君。

○9番【北川悦子君】 ぜひ、町会の方々とか、また放課後学校を利用していらっしゃる方たちにもお話を伺ったりして、安心・安全なまちづくりへと頑張っていただきたいなというふ

うに思います。

以上で質問を終わります。

○議長【中川達君】 北川悦子君の一般質問が終わりました。



○散 会

○議長【中川達君】 以上で、本日の日程は終了いたしました。

あすの本会議は午前10時から開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、どうもご苦労さまでございました。

午後2時57分散会

令和元年9月6日（金曜日）

○出席議員（13名）

議 長	中 川	達 君	7 番	生 田	勇 人 君
1 番	土 屋	克 之 君	8 番	恩 道	正 博 君
2 番	西 尾	雄 次 君	9 番	北 川	悦 子 君
3 番	米 田	一 香 君	10 番	夷 藤	満 君
4 番	磯 貝	幸 博 君	11 番	清 水	文 雄 君
5 番	小 谷	一 也 君	12 番	南	守 雄 君
6 番	七 田	満 男 君			

○説明のため出席した者

町	長 川	口 克 則 君		町 民 福 祉 部	高 平 紀 子 君
副 町	長 中	山 隆 志 君		子 育 て 支 援 課 長	
教 育	長 久	下 恭 功 君		町 民 福 祉 部 長	北 正 樹 君
総 務 部 長	長 谷 川	徹 君		保 險 年 金 課 長	山 田 卓 矢 君
町 民 福 祉 部 長	上 島	恵 美 君		町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 長	
町 民 福 祉 部 担 当 部 長	出 嶋	剛 君		担 当 課 長 兼 福 祉 課 担 当 課 長	上 出 勝 浩 君
都 市 整 備 部 長	田 中	義 勝 君		（ 保 健 セ ン タ ー 担 当 ）	都 市 整 備 部 長
都 市 整 備 部 担 当 部 長	錢 丸	弘 樹 君		町 民 福 祉 部 課 長	松 井 賢 志 君
教 育 委 員 会 教 育 部 長	上 出	功 君		都 市 整 備 部 課 長	橋 本 良 君
消 防 本 部 消 防 長	高 道	三 春 君		都 市 整 備 部 課 長	長 谷 川 万 里 子 君
兼 消 防 司 令 長	中 川	裕 一 君		都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 長
総 務 部 総 務 課 長	吉 田	真 理 子 君		都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長	都 市 整 備 部 地 域 振 興 課 担 当 課 長 兼 観 光 振 興 室 長
総 務 部 総 務 課 長	宮 本	義 治 君		都 市 整 備 部 課 長	都 市 整 備 部 課 長
総 務 部 財 政 課 長	北 野	享 君		都 市 建 設 課 長	都 市 建 設 課 長
総 務 部 税 務 課 長	福 島	誠 一 君		都 市 建 設 課 長	都 市 建 設 課 長
兼 総 合 収 納 室 長				都 市 建 設 課 長	都 市 建 設 課 長
町 民 福 祉 部 長				都 市 建 設 課 長	都 市 建 設 課 長
住 民 課 長				都 市 建 設 課 長	都 市 建 設 課 長

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 棚田 進 君 事務局 書記 小坂 しおり 君
事務局 参事兼次長 東 康弘 君

○議事日程（第3号）

令和元年9月6日 午前10時開議

日程第1

町政一般質問

4番 磯貝 幸博

6番 七田 満男

10番 夷藤 満



午前10時00分開議

○開 議

○議長【中川達君】 皆様、おはようございます。

傍聴の皆様におかれましては、早朝より一般質問の傍聴ということでお越しになられ、まことにありがとうございます。

本日は、町政に対する一般質問2日目でございます。

初めに、傍聴の皆様をお願いを申し上げます。

本会議場では、携帯電話を鳴らすことのないようにご協力をお願いいたします。

また、議員が質問している際は、静粛にしてください、むやみに立ち歩いたり退席しないよう、お願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は、13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【中川達君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、3日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○一般質問

○議長【中川達君】 日程第1、町政に対する一般質問を行います。

質問時間は、1人30分以内ですので、時間内にまとめるようお願いをいたします。5分前及び1分前に呼び鈴で合図をさせていただきますのでご了承願います。

それでは、通告順に発言を許します。

4番、磯貝幸博議員。

〔4番 磯貝幸博君 登壇〕

○4番【磯貝幸博君】 議席番号4番、磯貝幸博。

令和元年9月会議におきまして一般質問の機会を得ることができました。皆様のおかげでこちらに帰ってくる事ができまして、今後もより一層町政に対してきちっとした提案あるいは監視の目を光らせて、これまで以上に努力してまいりたいと思っております。町民の皆様にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、きょう、傍聴に来ていただいた皆様にもお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

きょうは、質問のほう6点させていただきたいと思います。今後の内灘町の社会構造をつくる上で大事なものと考えられる点を幾つ

か取り上げてまいりたいと思いましたが、どうぞ皆様、ご説明とご答弁のほうには丁寧かつ明確なお答えをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速、入っていききたいと思います。

まずは、皆さん、このカードをお持ちでしょうか。マイナンバーカードなんですけれども、このマイナンバーカードの普及に向けた取り組みということでお聞きしてまいりたいと思います。

このマイナンバーカードなんですけど、社会保障、税、災害対策の3分野で複数の機関にある個人の情報が同じ人であることを確認するために、平成28年1月から始まりました。これによって、住民は申請手続きごとに多くの書類が必要だったんですが、マイナンバーを提示することで省かれ、手続きが楽になりました。行政側としても書類を確認審査する上で事務処理もスムーズになりまして、皆様の手続きにかかる時間も短縮されました。

また、健康保険証としての利用も令和3年3月の施行を目指すと国は示しました。これで健康保険組合などが保険証を発行することもなく、統一されることになりまして、不正利用も防ぐことにつながります。社会的にも業務効率もアップしていく、そういうのは明白でございます。

本来、その社会的なメリットが理解され、導入と同時に普及が進んでいけば、いろんな面でのサービス、そして質が向上し、地域内の経済も活性化する、交流人口にあふれる地域へと、実はこの内灘町も変貌していたかもしれません。

平成29年12月会議でマイナンバーカードについて取り上げた際には、コンビニ交付システム導入に5,000万円、維持費用に年間400万円がかかるといった回答。費用対効果を考えますと、普及がまず大前提、必要だとの認識をお持ちでした。

それでは、政府は公務員のカード取得を推

奨しましたが、現在の状況についてお尋ねし、あわせて普及がなかなか進まないこの現状、要因をどう捉えているのかお示しいただきたいと思ひます。

○議長【中川達君】 総務課人事秘書担当課長、吉田真理子君。

〔総務課人事秘書担当課長 吉田真理子君 登壇〕

○総務課人事秘書担当課長【吉田真理子君】 お答えいたします。

来年度末から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用に向けて、国から今年度中の取得勧奨の依頼通知が町のほうにも届いており、町としましてもマイナンバーカード交付事務の平準化のため、年度内の取得勧奨を行います。

また、役場職員のマイナンバーカードの所持状況なんですけど、役場正規職員である共済組合員の6月末現在のカード取得状況は、組合員数202人に対し21人の取得（約10%）、被扶養者数145人に対し7人の取得（約5%）となっております。

また、共済組合員でない非常勤職員にも、事務の平準化の観点から今年度中の取得を勧奨する予定でございます。

○議長【中川達君】 町民福祉部長、上島恵美君。

〔町民福祉部長 上島恵美君 登壇〕

○町民福祉部長【上島恵美君】 私のほうからは、普及がなかなか進まない状況についてお話をさせていただきます。

各種手続きの際には、マイナンバーの提供を求められる場面はふえているものの、マイナンバーカードが必要となる機会は少ない状況です。

総務省では、カードの必要性や利便性を国民が実感できていないことを普及が進まない要因と示しております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 答弁のほうでは組合員

の方が取得している割合、扶養の方が取得している割合というのが、果たしか全国で13.9%の普及率だったかと思えますけど、これよりも低いという状況でした。

政策を進めていく側が取得状況が少ないというのは、ちょっと余りにもお粗末かなという思いもありますけれども、今から普及に対する施策といいますか提案をさせていただきたいと思えますが、今、普及がなかなか進まない要因というのも、やっぱりそういう利用するメリットなど機会が少ないということでしたので、そういう機会をふやして、メリットをふやしていく、そういうことが必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

例えばこのカードも、ここにありますICチップ、皆さんご存じだと思います。このICチップがあるんですけど、このICチップの中にそういう情報を入れる。個人情報ではないですよ。いろんな情報を入れて、この空き領域というのを利用することで、例えば職員さんの出退勤管理が可能になります。あるいはパソコンのセキュリティログインレベルの構築とか、会議、研修などの参加記録などにもこれをピットとやればできる。例えば高度のセキュリティ部門への入退室、そういうことに関してもこのカードをピットとかざせば管理できる。そういうようなこともできるようになります。

それでは、次にまいりたいと思えますが、普及に際しては所持するための理由が必要です。先ほど、なぜ普及が進まないかという要因にもありました。利用するメリットがあること。ふだん使いができること。これが最も重要なことというふうに思います。

ここ、幾つか挙げたいと思えます。ソフト面で普及の充実策というのを言っていきたいなと思っているんですけど、自治体ポイントというものがあります。これは自治体が独自に推進できるものなんですけれども、その自治体ポイントを活用したボランティア団体等へ

の支援について。

町で独自に発行できるこの自治体ポイント、1ポイントは1円分として商店街での商品購入や公共施設の利用料、オンラインでの物産購入といった利用もできます。

町や町会が行うボランティアに参加された方にボランティアポイントを付与する。健康増進活動に参加したり、日ごろから取り組む予防活動には健康ポイントを付与する。そんなことが町で独自にできる。

現在はサンセットカードポイントなど交換券を現場でお渡しし、そのお店で加算という流れがございますが、それがこのカードを使うことで、その場でポイントを付与することも可能となります。そして、すぐに好きなものを購入できるという、こんな便利でうれしいものはありません。

私が平成28年の12月会議で質問、提案させていただいた地域通貨というのものも、まさにこういうことでございます。

また、子供の見守り活動への取り組みなどがございます。

内浦商店連盟協同組合が行っているひまわりカードというのをご紹介したいと思います。このカードは独自に発行されたカードなんですけど約2,300人が所持するカードで、ポイントの利用や見守り活動に利用されているそうです。小学校の児童や地域の高齢者の見守り機能があります。

学校などに端末が設置され、児童の登下校時間を保護者が把握できるようにしており、児童が登下校した際、学校に設置された端末にピットとやることで保護者にメールが届き、子供の動向が把握できるようになります。

また、65歳以上のカード所持者が2週間以上カードを利用していない場合には、事前登録した家族に通知が届くような仕組みです。遠方で暮らしていたとしても、能登町地域包括支援センターの見守り応援隊に要請し、自宅を訪ねて無事を確認してもらえる、そんな

流れです。

カードが使える組合加盟店もふやし、商店の利用促進と住民の安心につなげる。事前登録した家族らに通知が届く。安心して便利な取り組みが身近なところで行われています。もちろんマイナンバーカードも対応可能です。

最近、町内の複数の保育園の登園降園にもタブレット端末による管理が行われるようになりました。ここにもさまざまなカードが利用できるのですが、まだマイナンバーカードが利用できません。使えるようになると保護者も便利になるのではないのでしょうか。

もう一つ、サンセットカードや商店の会員カード、幾つもありますが、このマイナンバーカードの中にまとめて効率化することができます。先ほども言いましたこのICチップの中に、そのカードの情報を含めることも可能です。

皆さん、こういう経験ありませんかね。財布やかばんの中に会員カードがたくさんあって、いざ商店で買い物あった。ポイントカードありますか。出そうと思ったら出てこない。家に帰ったら、ああ、あった。そういうような経験、誰しもあるんじゃないかと思いますが、このICチップの中にまとめることで、そういったことはなくなるかもしれません。

ご紹介はまだまだしたいところありますが、切りがないので、ここで質問したいと思います。

ソフトの面から考えて、利用者の特典を検討し、発行申請のインセンティブ——動機づけですね——になりうる施策をつくっていくお考えについてお聞きしたいと思います。

○議長【中川達君】 町民福祉部長、上島恵美（めぐみ）君。

先ほど「えみ」と申しましたけれども、訂正をさせていただきます。「めぐみ」さんでございます。

〔町民福祉部長 上島恵美君 登壇〕

○町民福祉部長【上島恵美君】 お答えいたし

ます。

国では、マイナンバーカードの普及と活用を推進するため、カードを健康保険証として利用することや自治体ポイントを付与することなど、カードの用途や活用範囲を拡大する方針を打ち出しております。

町におきましても、カードを活用して地域活性化や子育て支援などで付加価値の高い独自のサービスができないか、国の動向も踏まえ調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 今の答弁では、国の動向を見て調査研究ということでおっしゃっていただきましたけれども、その国の動向を見る前に、もう既にやっている場所もたくさんございますので、そういった先進事例を取り入れるような格好で調査していただきたいなというふうにも思います。

それでは、ソフト面からではなく、今度は行政の方法、方針からということで質問していきたいと思います。

徴税の観点です。行政サービスの面で、独自の優遇施策を検討できないかについて聞きたいと思っております。

折しも9月3日に行われましたデジタル・ガバメント閣僚会議におきまして、令和2年10月よりマイナンバーカード保有者が事前にスマホに入金しますと、電子マネーとかに入金しますと、国費でポイントを上乘せする仕組みが提示されました。例えば携帯電話に2万円を現金チャージしますと、国で5,000円を、1回だけですけど与えるといった仕組みの検討を決定したというんですね。これ決まれば、僕、カードを持っていますし、携帯で電子決済もしていますので、すぐにでもチャージしたいというふうに思います。魅力のある施策だと思います。

さて、川口町長。この内灘町でもマイナンバーカードの普及を目的として、例えば2年と

か期間を設けて、そういった取り組みをしてはどうかと思うものでございます。

今から挙げるものは全てカード所持者を前提としているものでございます。

1つ目に、住民税、固定資産税について、一括納付に対する報奨金を設けてはいかがでしょうか。よく話に、一度に納税してもお得がない、貯金をしても利息は二束三文にもならない微々たるものとなっているというふうな話を聞きます。

2つ目に、軽自動車税について、減免や安全装置装備車両補助金の創設というのはどうでしょうか。対象の台数は、軽自動車税の対象になる台数というのは、ここ近年減少している傾向にはあるんですけども、税収額はふえている状態なんですね。これは平成27年から重課によって13年を経過した軽四自動車の税金が高くなった影響があるのではないかと見られています。

皆さんはここで、サポカーというのはご存じでしょうか。政府は、高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した車、アクセル、ブレーキ踏み間違えて急に発進して何か突っ込んだりとかするそういうのを防止する安全運転サポート車というものにセーフティ・サポートカーSの愛称をつけ、また衝突被害軽減ブレーキを搭載した車をセーフティ・サポートカーということで、官民連携で普及啓発に取り組んでいます。この車両を購入した方への優遇措置として、税の減免や購入補助などをお考えになってはいかがでしょうか。

また、町内商店でたばこを1カートンまとめて購入したような方に、限度額を設けた特典を付与するのはいかがでしょうか。減少を続けるたばこ税の刺激策としても有効になり得ることで、ふえた分を受動喫煙から守る施策に振り向けたり、健康増進策にも寄与することができるかも、そういうことが可能かと

も思います。

また、児童扶養手当受給者への割増給付措置や、移動や支援を必要とする方への支援給付措置など対象者を広げ、さまざまな制度に及ぶことで多くの方が町の政策に興味を持ってもらえるのではないかと思います、いかがでしょうか。

カード所持者に対する町独自の優遇措置を普及のはずみにできないか、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 町民福祉部長、上島恵美君。

〔町民福祉部長 上島恵美君 登壇〕

○町民福祉部長【上島恵美君】 マイナンバー制度の本来の目的は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、社会保障や税の負担について公平かつ公正な社会の実現を目指すというものであるため、カード所持者に対して税や給付面で優遇することは現在考えておりません。以上です。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 お考えになっていないという、そういう回答だと思いましたが、ですからこそ、最初に挙げました9月3日に行われたデジタル・ガバメント閣僚会議、国がそういったポイントを上乗せしていこう、消費税の増税を機にマイナンバーカード普及を進めていこうというインセンティブ、申請する、カードを所持しようとする、持っていこうというインセンティブとして施策を今打ち出す、検討するに至ったわけでございます。

なので、今の答弁とはちょっと整合性はとれないような気はしますが、またいずれ、こういった機会があるわけではないので、このマイナンバーカードの普及を活用した対策を町独自で行っていくことは、おもしろい政治につながっていくんじゃないかな。

きのう、北川議員の質問にもありましたが、投票率の向上とかそういう話もありましたけれども、そういうのにもやっぱりいろんな人

に広げていくことで、施策を広げていくことで、関心を持っていただくことで、投票率のアップなどそういうことにもつながっていくんじゃないでしょうか。

それでは、マイナンバーの最後の質問にしたいと思います。証明書等のコンビニ交付サービスについての今後の展望を聞きたいと思います。

できれば、導入へのめどとなる普及率の目標を設定され、期限を決めて取り組む姿勢をお示しいただきたいと思います。

○議長【中川達君】 町民福祉部長、上島恵美君。

〔町民福祉部長 上島恵美君 登壇〕

○町民福祉部長【上島恵美君】 現在、各種証明書のコンビニ交付サービスを実施している県内自治体においては、マイナンバーカードの普及率向上との関連性は余り見られない状況であるため、本町ではコンビニ交付サービス導入とカード普及のための対策とは区別をして考えております。

カード普及につきましては、健康保険証としてカード利用が開始される令和3年3月に向けて急速に普及が進むことを想定しております。

したがって、コンビニ交付サービスにつきましては、カードの普及が十分に進んだ後に費用対効果を考慮し、住民の利便性を高めるために導入が必要か検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 普及に向けて独自の施策などを取り組む姿勢が非常に消極的で、とても残念な感じします。

国が進めていくマイナンバー制度を、町が独自の施策を講じ、推進する。これは間違っただけじゃないと思っています。

利便性を広げ、住民に対して安心ですよ、便利ですよ、こういった施策を町独自に構築し

ていくという、その地域の活性化につなげていくこともできる。地域の課題にも利用できるのご紹介しました。

お金やサービス、そしてポイントで還元できる、そんな便利で、安心で、みんなが参加できる仕組みをつくっていただけるこの取り組みがマイナンバーにできるんじゃないかというふうに思いました。

マイナンバー普及という名目を使える、利用できる今がチャンスだと私思っております。チャンスはつかんで、活かしていきましょうよ、町長。マイナンバーカードを活用した今後の取り組みにも期待していきたく思います。が、次の質問に移りたいと思います。

納付方法の多様化を進め、利便性を高めよとしまして、コンビニ納付やクレジットカードによる納付を可能にできないかということですが、住民税や固定資産税の納付方法の多様化を進め、利便性を高めていけないでしょうか。

内灘町には24時間営業のコンビニエンスストアが8店舗あり、店舗の利用者も多くございます。いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 税務課長、北野享君。

〔税務課長兼総合収納室長 北野享君 登壇〕

○税務課長兼総合収納室長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

全国的に収納手段の多様化が進む中、地方税のコンビニ収納については、本年4月1日現在、県内全19市町のうち13市町で実施されております。導入により納税者の皆様の利便性向上につながるということは十分認識しております。

しかしながら、環境整備には町の税収納システムとの連携など多額の初期費用がかかることに加え、口座振替に比べ事務取扱手数料が高額であること、また使用期限や取扱限度額があるなど課題もございます。

これまでも、導入については調査研究を重ねているところではあります。現在のところ

る、費用対効果の面からコンビニ収納の導入は困難な状況であると考えております。

また、クレジットカードによる納付につきましても、コンビニ収納との一体的な整備が必要であることから、現在のところ、導入は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 やはりここでも出てくるのが費用対効果ですね。やっぱり町民の皆様様の利便性を高めていく、行政サービスを向上させていく、この気構えが、どうしてもやっぱり費用対効果ということで大きな壁がありますね。

また、じゃ、次の質問も同じような形になりますけれども、今度は電子マネー決済やQRコード決済での納付を可能にできないでしょうか。

たくさん電子マネーが世の中には生まれてきています。新たにQRコードによる決済も普及してまいりました。

国のキャッシュレス・消費者還元事業により、令和2年6月までの9カ月間、キャッシュレス決済で2%、5%のポイント還元を行います。こういった促進期間を経て、キャッシュレス化比率を40%まで高めていこうというものです。これにあわせて、町も電子マネーやQRコード、こういったものによる決済を納税に利用していくことはできないでしょうか。

○議長【中川達君】 税務課長、北野享君。

〔税務課長兼総合収納室長 北野享君 登壇〕

○税務課長兼総合収納室長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

電子マネー決済やQRコード決済の納付につきましても、議員がおっしゃるように、その利便性の高さからも今後導入する団体がふえてくるものと認識しております。

しかしながら、先ほど申し上げましたコンビニ収納が未実施である現状では導入は困難であると考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 恐らく同じような回答になると思って想像はしてはいたけれども、やはり内灘町が他市町でやっとするものを参照したり、先進事例を研究したり、国の動向を見ながら推進していく中にありながら、検討期間がとても長い。進んでいくような回答が得られないというのはとても残念なんです、職業によっては、日中、時間のとれない方も多くいらっしゃいます。

この消費税増税を機にキャッシュレス化を図る国の施策に町もうまく乗っかっていく、乗り合わせていくことが必要ではないでしょうか。

先進国の中でも最も現金決済主義の高い日本においても、ようやく東京オリンピックに向けたインバウンドの大幅な増加によってカード決済が定着しつつある。消費税の税率アップによる軽減策の目玉にキャッシュレス決済の周知、普及に邁進しているところでございます。この機運の高まりを生かして、納付方法の多様化を進め、納付しやすい環境づくりを進められないものでしょうかお答えいただきたいと思っております。

○議長【中川達君】 税務課長、北野享君。

〔税務課長兼総合収納室長 北野享君 登壇〕

○税務課長兼総合収納室長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

町といたしましては、引き続き口座振替の周知及び勧奨にも取り組みながら、町の財政状況や他市町の状況なども参考に、納付方法の多様化に向け、納付しやすい環境づくりについて今後調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 ということで、皆さん、お聞きいただいたとおり、答弁のほうは消極的ではありますが、長い目で見て、そういう調査研究をしていくと、各市町の動向を

見ていくということです。

たとえば県内で一番最後の導入になろうとも進めていく考えでいらっしゃるから、そこはしっかりとした制度づくり、サービス提供に努めていただきたいなと思います。

その次の質問に移りたいと思いますが、RPAとAIを組み合わせた業務効率化のお考えはないでしょうかというものです。

RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略で、人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するものです。要は、パソコンの操作を自動化、ロボットにやらせようというものです。

人口減少社会がやってまいりました。超高齢化も相まって、生産年齢人口も減少し、これからの税収が懸念されるときだとなってまいりました。行政事務の高効率化を、生産性の向上を急がなければならないと思います。

町職員の皆様の働き方改革の推進をし、長時間労働の改善を進め、意識の向上につなげる。行政サービスは、さまざまな面において効率化を図っていかなければ、良質なサービスの維持継続にはつながらないと考えられます。

このRPAの導入によって多くのメリットが見られます。例えば電子化された情報データでは、単純作業をRPA、ロボットに代替させて、職員をより重要な、意義のある業務に回せる。入力ミスなどの人為的ミスがなくなります。業務時間外にもロボットが活用できるなど多岐にわたります。

利用するデータは電子情報化されているものでなくてはならないため、入力されたデータが適していますが、紙媒体からのデータ入力など、煩雑なものが多いと思われます。そんなときは、AI-OCR、光学式文字読み取り装置ですね。AIによって記入された文字を判別してパソコンに取り込んでいくような、そういったものを利用してデータ化していけ

るので、こちらも随分と省力化ができるのではないかと思います。

RPA導入補助事業に採択候補団体として決定された人口2万257人の福島県会津美里町の紹介をしたいと思います。

担当者に聞いてみました。各課に行ったヒアリングの結果、収納の源泉徴収関係と人事給与関係の業務での実証実験を行ったそうです。丸2日かかる仕事がたったの1時間、短縮されました。今後は、課をまたいで使用し合えるため、職員も興味津々だということです。利用の広がりが期待できるそうです。パソコン2台のライセンス料とソフトの使用料、そして技術者の派遣、指導ですね。そういうのを含めて270万円の予算を組んでいるそうです。それに対して国の補助金が3分の1入る。既に今後の業務利用の広がりを考えると、費用対効果、十分に望めるのではないのでしょうか。

既に導入されている加賀市を訪ねてみますと、RPAの導入に加えて、業務改善も同時に行うことで、より時間短縮の効果が得られるというふうに聞きました。

我々の町でも、若手職員などへの研修などを行い、ぜひ導入への機運を高めていけないものでしょうかお尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

今後ますます加速する人口減少社会において、RPAやAIなどの新技術を導入し、業務の効率化を図ることは大変有効であると考えております。

このため、本町を含む4市2町で構成する石川中央都市圏におきまして、本年1月に各市町の担当職員が集い、RPAやAIの活用事例について勉強会を実施したほか、本町におきましても本年4月に職員勉強会を開催したところでございます。

また、今年度内に竣工いたします(仮称)産

業支援センターにおいても、このような新技術を活用した新たなビジネスが創出されることを期待をしております。

今後もRPAやAIなどの新技術を提供する事業者や、既に導入している自治体の活用事例なども参考に、導入可能業務の検討やその導入効果の精査も含め、引き続き調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 勉強会も進めていらっしゃるということ。導入に向けた実証データなどが来年早々、開示されるでしょうか、注目してみたいと思っています。どうぞ導入に向けて努力のほうをお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

小学校の将来像を議論する利活用協議会の設置をとということで、町が描く小学校の将来像をお示しいただきたいと思います。

教育振興基本計画では、前期が終了の見込みです。見直しの時期になりますが、10年先、20年先に責任ある教育環境を築くため、今後の対処を考えないといけません。

その計画には、「少子化」「人口減少」「生徒数の減少」の文言が見られませんでした。これで後期に対する見通しをちゃんと持てるのか、いささか不安がございます。

現状をきちんと捉えた上、見直しの際には学校のあり方を示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長【中川達君】 教育長、久下恭功君。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 町では、今ほどお話ありましたように、平成27年度に「夢や目標に向かってたくましく生きる心豊かな人づくり」を基本理念に、10年間を想定し、内灘町教育振興基本計画を策定いたしました。

中間年である本年は、少子化に伴う人口減少など社会状況の変化を踏まえ、施策の展開

を見直すこととしております。

これからの変化の激しい時代を生きる子供たちには、確かな学力を身につけさせるとともに、基本理念に沿って一人一人の可能性を伸ばす教育の振興、安心して学べる教育環境の充実に、今後も変わらず努めてまいりたいと考えております。

また、子供たちが集う学校は、それぞれ地域コミュニティの中核的な存在に今後も変わりはないと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 変わらずと強調された上で、努力して進んでいくということでした。

それで、質問は進みますけれども、人口ビジョンに示された人口は町の目標とする値でございます。しかし、人口減少は確実に進みます。平成31年3月末で2万6,635人、8月で2万6,593人。目標とするその人口曲線より既に500人の差が生じてきています。児童数の増加が今後見込めるか見込めんかわかりませんが、今後6小学校の恒久的維持は可能なのでしょうか。

続けます。

仮に10年後に児童数減少問題が顕在化、今は潜在化かもしれませんが、児童数減少問題が顕在化してきても、学校の運営方針決定までにはかなり時間が必要だと思われま。今から検討しておくことが重要だと思いますが、小学校の運営について、将来像を議論する利活用協議会の設置を強く望みたいと思います。町民の声を聞く機会を今、持つ時期に来ているのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 教育長、久下恭功君。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 町といたしましては、さまざまな定住促進施策、子育て支援施策を展開しております。若年世代の移住・定住促進を図り、出生率の向上を目指しております。この方針のもとで、今現在動いている中であ

ります。

このような中ではありますが、将来的に小学校のあり方については、保護者や地域の皆様の意向もお聞きしながら、その方向性を考えてまいりたいと考えております。

ただ、本来、義務教育は地域の中にこそあるべきであり、児童の減少をもって統廃合を安易に進めることは考えておりません。よって、現時点では利活用協議会を設置する考えはございません。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 利活用協議会の設置については思いがないということでございました。

確かに地域コミュニティの中での中核を担うというものが小学校、位置づけとしてあると思いますが、この地域をどのように定義するかによっても変わってくると思います。町内一つを地域と見るのか、町会単位を地域と見るのか、見方によっても大きく変わってきますが、間違いなく人口減少は進み、生産年齢人口の減少も進み、厳しい時代がやってくると思われています。

そのために今まで言ってきた施策を打てばどうやと、こういう機会を持ったらどうやというようなことで提案しているわけでございます。こういう懸念を示すことも重要なことかと思えます。

じゃ、次にまいりたいと思います。

学校及び公共施設に国旗、町旗を常時掲揚せよということですが、「きょうは旗日や」とよく耳にしたものですが、最近はその旗を見ることが少なくなりました。私は国民として大切だと思いますので、祝日になると玄関に国旗を掲揚しています。

8月15日朝、玄関を出ると鶴ヶ丘小学校に半旗が掲揚されていました。そういえば、学校に国旗ってずっとかかってたっけなと思って感じました。

確認しておきたいと思います。当町では、庁舎を初め学校や公園など多くの施設がありますが、掲揚台のある施設は何カ所あって、そこでの常時掲揚されているのか現状をお示してください。

またあわせて、8月15日、戦没者を追悼し平和を祈念する日に半旗の掲揚はどの程度行われたかをお示してください。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

現在、掲揚台のある施設は、役場庁舎や小中学校など34カ所ございます。このうち、役場庁舎と消防庁舎の2カ所については、雨天時を除き常時掲揚しているところでございます。

なお、雨天時でも天候が回復すれば掲揚するよう心がけております。

次に、半旗についてのご質問でございますが、8月15日に半旗の掲揚を行った施設は、役場庁舎と鶴ヶ丘小学校の2カ所でございます。

鶴ヶ丘小学校につきましては、当日は学校閉庁日であり、町教育委員会から特に指示はしておりませんでした。学校長の判断で半旗の掲揚を行ったものと聞いております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 驚きました。半旗を掲揚したのが、たまたま偶然、私のうちの近くにある小学校のみということには驚きました。

やっぱりふだんから目にする国旗というもの、そして、その終戦の日にかかる半旗ということが、たくさん目に触れるようになってこそ、そこから気づきが得られる、学ぶ気持ちが大切だと思います。

改めて戦争について考える機会を持つ、家族で話し合うことも大切ではなかろうかと思いました。

それでは質問、愛国、愛町心を育むため、学校及び公共施設に国旗及び町旗の常時掲揚を

実現することは可能でしょうか。

○議長【中川達君】 副町長、中山隆志君。

〔副町長 中山隆志君 登壇〕

○副町長【中山隆志君】 国旗や町旗につきましても、日本国民、内灘町民としての誇りを持ち、国や郷土を敬愛するという意味において大変重要な役割を果たしていると考えておりまして、町では表彰式や成人式、町民体育祭など主催行事において国旗及び町旗を掲揚しているところがございます。

また、国の学習指導要領に基づき、小中学校の入学式、卒業式で国旗を掲揚し、あわせて町旗も掲げております。

さらに、国からの要望に基づきまして、町として哀悼の意を表明する必要がある場合には、役場、消防庁舎に加え小中学校や保育所、文化会館など町の施設におきまして半旗の対応も行っておりましてまいりました。

国旗、町旗につきましても、法令等で常時の掲揚が義務づけられているものではなく、とりわけ国旗については国旗及び国歌に関する法律の趣旨や、法律制定時の「国民に新たに義務を課すものではない」とする内閣総理大臣談話からも、掲揚を強制するものではないというふうに理解してございます。

しかしながら、町といたしましては、国旗、町旗の重要性に鑑み、引き続き適時適切に判断をしながら掲揚してまいりたいと、このように考えております。

○議長【中川達君】 磯貝幸博君。

○4番【磯貝幸博君】 時間がないので、すぐ質問に移りたいと思いますが、地域おこし協力隊について、質問は平成29年6月、30年9月と私質問してまいりました。ようやく導入に向けての募集も開始されたわけですが、応募状況を確認したいのと、今後、複数名の採用を検討されないのか。隊員が孤立化して悩み、大変な目に遭わない、苦しまないように、複数名の採用を検討されないのか。サポート体制の充実、構築を進めているのかお聞き

したいと思います。

○議長【中川達君】 観光振興室長、長谷川万里子君。

〔地域振興課担当課長兼観光振興室長 長谷川万里子 登壇〕

○地域振興課担当課長兼観光振興室長【長谷川万里子】 ただいまのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊の応募状況を確認したいとのことですが、本年3月1日より地域おこし協力隊の募集を行いましたところ3名の応募がございました。

書類及び面接審査を経まして、福井県坂井市から応募の金子辰善さんに、9月1日付で委嘱をいたしました。

また次に、地域おこし協力隊を複数名採用を検討できないかというご質問でございますが、9月1日より1名に委嘱をしたところであり、今後の活動内容や成果を見ながら、必要に応じて複数名の採用も検討してまいりたいと考えております。

また、隊員が孤立しないようサポート体制の構築を進めているか確認したいというご質問でございますが、本町で初めての隊員の受け入れとなりますので、担当職員による定期的な面談や情報交換を行うなど、隊員が相談しやすい環境整備に努めてまいります。

また、国や県の実施する研修会への参加及び県の地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業の活用、ほかの市町の隊員との交流を図るなど、隊員が地域に溶け込み、円滑に活動できるよう町としてサポートを行ってまいります。

以上でございます。

○4番【磯貝幸博君】 はい。

○議長【中川達君】 もう時間ですよ。もう、あなた認識しているの、時間を

○4番【磯貝幸博君】 はい。

○議長【中川達君】 ここの議場で約束した時間というのあるんですよ。最初に言ってあるはずですよ。

○4番【磯貝幸博君】 はい。

○議長【中川達君】 もう少し質問を要約してですね。まだまだ質問事項がここにあるんです。一つ一つの質問を要約して、適切な答弁いただくように努力してください。

○4番【磯貝幸博君】 はい。ありがとうございます。

○議長【中川達君】 以上で終わります。

磯貝幸博君の一般質問が終わりました。

引き続き、6番、七田満男君。

〔6番 七田満男君 登壇〕

○6番【七田満男君】 おはようございます。

議席6番、七田満男です。

令和元年9月会議におきまして一般質問の機会を得たことに感謝申し上げます。

一般質問も2日目となりました。本日もよろしく願いいたします。

今回は、子供たちの遊びに関する質問をいたしますので、町長初め執行部には、子供たちにも理解できるような、わかりやすいご答弁をお願いいたします。

初めに、公園での遊びのルールに関する質問をいたします。

子供たちにとっては、公園や外で遊ぶことは生きる力に必要な要素がたくさんあります。その理由は、子供は他の子供の遊んでいる姿を見て、おもしろそうだな、自分もやりたいなと感じ、滑り台で滑るのが怖いと感じている子が少し上の兄ちゃん、お姉ちゃんが滑っている姿を見て、滑り台に挑戦し始めます。さまざまな年代の子供が集まる公園は、遊びを通じて子供のチャレンジ精神を育むことができます。また、体の基礎ができ上がっていく大切な時期に、楽しく外で遊ぶことで自然に体力がつきます。

もう一つは、遊びは社会のルールを学ぶ機会になります。遊びはルールを守ってこそ、かくれんぼや鬼ごっこがゲームとして成立します。集団での遊びには、自分から仲間に入れてもらったり、1人である子を仲間に入れたり、意見の対立を話し合いで解決するなど、地域

社会の中で生活していくための大切な要素がたくさん含まれています。

これらの力を効果的にするには、遊びは楽しいということが重要になります。遊びの中で思いどおりにならない怒りや悲しみの負の感情が生まれても、友達と一緒にその遊びを続けたいとの思いがあるので、子供たちはルールを守り、自分の感情をコントロールすることができるようになります。

最近の子供たちは外で遊ばなくなったと言われます。確かにテレビゲームの普及やスポーツクラブ、塾に通う子がふえたなど、さまざまな要因が重なっていると考えられますが、町にはそもそも遊ぶことができる場所が少ないのでしょうか。町には安全に遊ぶことができる身近な公園がたくさんあります。

夏休み中に近くの公園に孫と一緒に遊びに行くと、禁止されている利用行為が多く、極めて限定的な遊びしか許されていません。他の公園に行くと、スパイクの使用やゴルフの練習禁止、危険な遊びはやめましょうなどの注意書きの看板を目にしました。どのような行為が禁止なのか私には理解できません。スパイクの使用禁止と書いてありますが、スパイクを履かない野球やサッカーは行っていいのか。危険な遊びはやめましょうなど、どんな遊びが危険なのか、よくわかりません。

そこで、公園内での禁止行為とはどのようなものか、まずはお聞きします。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

町には現在、大小72カ所の公園があり、小さなお子様から高齢者までのさまざまな方が安心して利用できるルールやマナーを守っていただいております。

公園を利用する際のルールとしまして、都市公園条例において、公園を壊したり汚したりすること、植物を採取すること、他人に迷惑

をかけないことなど10項目の禁止行為を規定しております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 ありがとうございます。

それでは、ボール遊びにはさまざまな遊びがありますが、これら全てが子供たちの発育、発達を促進し、体力の基礎をつくる重要な意味合いがあります。具体的なボール遊びの効果としては、背中や肩甲骨の神経や筋肉を刺激し、正しい姿勢に体を発達させることや、物を扱う際の力かげんを覚え、物や相手の動きを予想し、行動できるようになど考えられます。

ボール遊び禁止とされている公園もありますが、町の公園内におけるボール遊びは禁止行為に当たるのか、まずはお聞きします。

○議長【中川達君】 都市建設担当課長、宮崎重幸君。

〔都市建設課北部開発担当課長兼北部開発推進室長 宮崎重幸君 登壇〕

○都市建設課北部開発担当課長兼北部開発推進室長【宮崎重幸君】 ご質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもございましたが、他の公園利用者や近隣住宅への迷惑、危険が及ぶボール遊びにつきましては迷惑行為となりますので禁止行為に当たると考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 なかなかボール遊びはできないような答弁でございましたが、私は公園でのボール遊びは、子供たちが数人で軟式やビニールなどのやわらかいボールを使用して行うキャッチボールやサッカーボールでのパスなどのボール遊びは、他の利用者などに迷惑にならなければ行っていいと思います。

公園内におけるボール遊びのルールはどのようなものか、まずはお聞きします。

○議長【中川達君】 都市建設担当課長、宮崎重幸君。

〔都市建設課北部開発担当課長兼北部開発推進室長 宮崎重幸君 登壇〕

○都市建設課北部開発担当課長兼北部開発推進室長【宮崎重幸君】 ご質問にお答えいたします。

公園内のボール遊びについての特別明確なルールはございません。公園は、さまざまな人が利用する場所であるため、危険な行為などがなく、他人の迷惑にならない程度のボール遊びであれば容認されるものと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 それでは、公園でキャッチボールしてもいいということですね。

それでは、蓮湖渚公園においてドローンが飛んでいるとの目撃情報が寄せられています。このような危険行為や禁止行為を是正するための対策をお聞きします。

また、公園はあらゆる目的で人々が集う場所ですので、みんなが気持ちよく利用するために一定のルールは必要です。公園の規模や形状など、実態に即した柔軟なルールづくりを検討すべきと考えます。

公園利用に関するルールを一度リセットし、何ができて、何ができないかなどについて、地域住民の話し合いをもとにルールをつくっていくことが本当の意味での地域に親しまれる公園をつくることにつながると考えますが、町のお考えをお聞きします。

○議長【中川達君】 都市建設担当課長、宮崎重幸君。

〔都市建設課北部開発担当課長兼北部開発推進室長 宮崎重幸君 登壇〕

○都市建設課北部開発担当課長兼北部開発推進室長【宮崎重幸君】 ご質問にお答えいたします。

町では、町外の方も訪れる大きな公園に注意看板を設置し、禁止行為の周知に努めているところです。

議員ご指摘のとおり、公園でのボール遊びにより、子供は人とかかわり合いができ、そこから多くの社会ルールを学ぶことができます。また、親などは身近な公園で子供と体を動かす機会をふやすことができます。

今後、他市町の公園ルールも参考にしながら、利用者のニーズに合った公園となるよう調査研究してまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 公園は本当にいろんな人が遊ぶ、そんな場所であります。また、野球とかサッカー、危険だと言う人もたくさんいます。しかし、やり方としまして、例えば時間帯を決めるとか、1カ月でいえば第2週、第4週をサッカー、野球してもいいよと、そういうがにするとか、やり方はいろいろあると思いますので、そのことも含めて考えていただければ幸いです。

それでは、次の質問に移ります。

学校の屋外プールにおける熱中症対策を質問いたします。

毎年、最高気温の記録が更新される昨今の夏、暑くて夜眠れないとか、食欲がないとか、エアコンで体が冷え過ぎたとか、そんな暑い時期は、子供は外で遊ばせるのが心配、熱中症も心配、そんな大人の思いとは関係なく、子供たちは夏はプールや水遊びが大好きです。

ことしの夏は記録的な高温を受け、夏休み中での学校のプールは熱中症対策のため使用禁止が多く、子供たちの水泳活動の機会が減少しました。

そこで、プール使用禁止の基準をお示してください。

○議長【中川達君】 学校教育課長、堀川竜一君。

〔学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えします。

プール開放の中止や開放時間の短縮は、各

小学校において国の基準に基づき判断を行っております。水温、プールサイドの気温、環境省における熱中症予防の暑さ指数、降雨の状況、雷及び大雨注意報・警報を加味し、決定しております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 それでは、実際に何度とかそういうことはわかりませんか。

○議長【中川達君】 学校教育課長、堀川竜一君。

〔学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 今の質問にお答えします。

屋外プールの開放の中止は、気温35度以上、水温が32度以上で、かつ環境省における熱中症の予防の暑さ指数(WBGT)が危険であることでございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 余り難し過ぎてちょっとわからん。今のその何とか指数ってやつは、何かそういう機械ではかったりとかそういうことをするんですか。

○議長【中川達君】 学校教育課長、堀川竜一君。

〔学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 今のご質問にお答えいたします。

WBGTの指数は、その場の指数計というものもございますし、環境省のサイトで石川県内の全ての地域で暑さ指数が見ることができるようになっております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 それでは、今までに学校の屋外プールでの熱中症の実態及び実例があればお聞かせください。

○議長【中川達君】 学校教育課長、堀川竜一

君。

〔学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長

【堀川竜一君】 ご質問にお答えします。

全国の小学校においては、平成25年度から5年間、プールでの熱中症は97件発生しております。

町においては今年度、十分な対策の実施により、熱中症及び熱中症が疑われる事例はございませんでした。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 熱中症がなかったということで、大変よいことと思っています。

水泳は、運動量が多い割には陸上の運動に比べ障害が少ないと言われていています。そのため、骨や筋肉が成長過程にある子供や、逆に骨や関節がもろくなっている高齢者にも適した運動だと言えます。

その主な理由の一つは、水中では浮力が働くため、体重負荷が陸上のおよそ10分の1にまで軽くなります。つまり、体に余分な負担をかけることなく全身運動ができます。水の抵抗は、その人が出した力と同じだけの負荷が加わるようになっている。だから、子供は子供なりに力でかげんしながら泳ぐという運動ができるので、筋肉が未発達な小学生でも大いに奨励できる運動だと思っておりますので、万全な対策を講じて、水泳のできる環境を多くつくっていただきたい。

そこで、町はプールでどのような熱中症対策を行っているのか。また、今後も予想される気温の上昇を踏まえ、子供たちが楽しみにしている水泳の機会をどのようにつくっていくのかをお聞きします。

○議長【中川達君】 学校教育課長、堀川竜一君。

〔学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長

【堀川竜一君】 ご質問にお答えします。

熱中症対策といたしましては、水温の上昇を抑えるためプールへの追加の注水、プールサイドへのテント設置や散水、休憩時間は日陰で休むこととしております。

なお、児童には水筒を持参させ、水分補給をするよう指導しております。

子供たちが夏休みのプール開放を楽しみにしていることは理解しておりますが、児童の安全が最優先であり、天候状況などに応じた使用制限は必要と認識しております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 七田満男君。

○6番【七田満男君】 いろんな対策を行っていることですが、例えばプールに遮熱シート、反射シートやね、そういうもんをかけるとか、またプールサイドにおいては散水装置をきちっとする。そしてまた、更衣室とかはスポットクーラーとか移動式クーラーとかありますし、いろいろ方策を講じて、その機会をつくっていただきたいなど。

熱中症、大変危険なことなんで、そこは注意していただきたいと思います。

学校の屋外プールにおいては、また熱中症以外にも、溺れたり、プールサイドを走っての転倒、熱くなったプールサイドでのやけどなどの事故も考えられます。安全に関するプールのルールを守らせ、監視を徹底し、事故防止に努め、きめ細かい対応を望みます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【中川達君】 七田満男君の一般質問が終了いたしました。

引き続き、10番、夷藤満君。

〔10番 夷藤満君 登壇〕

○10番【夷藤満君】 皆様、改めまして、おはようございます。

令和元年9月会議において町政一般質問の機会をいただきましたので、通告に従い一問一答方式で質問をさせていただきます。答弁に当たります町長並びに関係部課長には、わ

かりやすく、今後に期待の持てる答弁をお願いいたしまして質問に入ります。

全国で、ことしも異常気象が続いております。猛暑かと思えば突然の大雨になるなど、予想もつかないことが次から次と起きてまいります。

県内で熱中症による搬送された方が319人、過去10年で2番目の暑さで、志賀町では石川県観測史上40.1度を記録したと報道されております。

ここ最近では、家の中で熱中症にかかる方がふえてきています。総務省まとめで4月29日から8月25日までに全国で熱中症により搬送された方が5万9,988人で、うち2万3,895人の人が家の中で熱中症にかかり搬送されております。

総務省や関係省庁では、熱中症対策について各自治体に注意を呼びかけてまいりましたが、なかなか熱中症対策がうまくいかず、ことしも多くの方が犠牲になりました。

その中でも高齢者の方などは家にエアコンがあるのにエアコンの風が体に合わない、嫌いで使いたくないなど、また一部では電気代が高くなることなどからエアコンを使わないといったことが、家の中においても熱中症にかかる原因の一つとされております。室内ではエアコンと扇風機をうまく使うことをお勧めいたします。

まだまだ暑い日が続きますので、皆様も健康管理など水分補給をしっかりと行い、無理をしないように十分注意をしてください。

私も、この暑さに負けないくらい熱い思いで大きく3点について質問をさせていただきます。

私は先月、8月23日に行われた町会区長会の会合の席で、「無投票についてと今期の目標」というテーマで3分間スピーチをしてくださいと町会区長会から言われました。

ここにいる議員さん全てが参加した会合です。それぞれの議員さんが目標や思いを語ら

れました。

私はその席で、河北潟を日本一の桜の名所にしたいということや、向粟崎街なみ整備事業の継続、地元のお祭りを継承などをその場で述べさせていただきました。

また、その席において、地元のことを優先して取り組みたい旨を皆さんの前で公言いたしましたので、地元向粟崎区が抱えている問題や沢山の要望事項について、これまでも何度となく質問をしてまいりましたが、今回もたくさんある継続要望の中から2点を取り上げて質問をさせていただきます。

最初の質問は、向粟崎5丁目にある東集会所改修工事についてお聞きをいたします。

地元向粟崎区が東集会所の外壁及び屋根の塗り直し等、外回りの修繕工事を要望してまいりました。築20年以上経過している建物で、何度か修繕をしてここまでもたせてまいりましたが、経年劣化が思った以上に早く進んでいるということで早急にリニューアル工事をしてほしいという要望です。

向粟崎区にお聞きいたしましたところ、もう既に見積や調査などは終わっているということをお聞きいたしました。

この問題について4点お聞きいたします。

まず1点目、今後の計画について、いつリニューアル工事を行う予定なのかお聞きいたします。

○議長【中川達君】 町長、川口克則君。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

議員お尋ねの向粟崎東集会所は、昭和58年に竣工した耐震性も有する施設であり、また平成8年にホールを増築し、平成28年にはトイレを改修を行っております。

しかしながら、築36年が経過し老朽化が進んでおり、地元からのご要望もありますことから、現在策定中の個別施設計画に基づき、来年度、改修の実施に向けて検討してまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 今ほど町長からの答弁でお聞きいたしました。来年度から計画を速やかに進めてまいりたいというお答えをいただきました。

2点目から4点目については、非常に似たような点がございしますので、2点目、3点目、4点目を一括で質問させていただいて答弁をいただきたいと思っております。

次に2点目は、町が所有する類似施設は幾つあるのか。維持管理はどのようになっているのかお聞きをいたします。

3点目は、類似施設の今後の改修計画などがありましたらお聞かせをください。

4点目、私は今後、工事費について利用される地元の負担もしかるべき時代に来ているというふうに思います。今後、地元負担、一部負担などの考えをお持ちでしょうか。

ご答弁をお願いいたします。

○議長【中川達君】 生涯学習課長、助田有二君。

〔生涯学習課長兼男女共同参画室長 助田有二君 登壇〕

○生涯学習課長兼男女共同参画室長【助田有二君】 ご質問にお答えいたします。

類似施設といたしましては、大根布地区に1丁目から5丁目までそれぞれに集会所があります。建物の管理や光熱水費などの支払いを含め、それぞれの町内会で行っております。

次に、改修計画でございますが、現在のところ、計画はございません。

最後に、地元負担という点ですが、町では地区公民館建物建てかえにかかる地区協力金の取り決めがございします。これは地区公民館の建てかえや改修工事を行った場合、現行10%程度の地元負担金をお願いするものでございします。また、軽微な修繕の際は5万円の負担金をいただいております。

ご質問の類似施設改修における負担金など

の取り決めはございませんが、今後、これらの施設においても多額の改修費が必要となる場合には検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 答弁のほう、ありがとうございました。

やはりこれから10月1日に向けて、各議員の方も質問されておりますが、消費税も上がります。そして、部材高騰や人件費が高騰することが考えられますので、今後、町といたしましても町民に理解を求めながら、こういった改修工事に当たっては地元の皆様の心をいただくような、しっかりとした説明をしながら受益者負担を求めていくということも今後の検討課題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

我が町は、平成31年2月19日に交通死亡事故2000日ゼロを達成し、石川県警から表彰を受けております。いつまでもこの記録が伸びることを願って、県道松任宇ノ気線についてお聞きいたします。

私がこの周辺についての質問をするのは実に4回目になります。地元向栗崎区から要望を出してはや10年がたちますが一向に話が進んでいないように思いますが、これだけ多くの皆様の声があるのに石川県公安委員会が取り上げてくれないのは疑問で仕方ありません。

私も体を壊してから、弱者と言われる人の立場になって考える機会がふえてまいりました。地下道を利用することは、お年寄りや体のご不自由な方にとっては、勾配がきつく本当に大変な負担がかかります。

県道松任宇ノ気線の西側に横断歩道並びに押しボタン信号機を速やかに設置するよう強く要望いたします。

これまでの町側の答弁は、粘り強く今後も要望してまいりたいのでご理解をくださいや、信号機の設置要望が多いことからなかなか前

に進まないといった答弁ばかりです。

町の言う粘り強く要望をしていくというのは、1年に一度の要望活動なのか。

ここで、地下道を利用したくないという理由をご近所の方から何点か挙げていただきましたので、ご紹介をいたします。

1、明るい時間帯は利用しているが、夜になると車道を横断するのは危険だと思いながらも交差点を渡っている。地下道は、以前から不審者情報などがあり、やっぱり何かあるか心配で通る気がしない。

2、雨が降ると地下道の中で若者がスケートボードをしていて怖いから利用したくない。そして、スケートボードの音が地下に響いて怖い、うるさいなどといったことです。

3、中は電気があるけれども何となく気持ちが悪い。トンネル内の構造や仕組みがわかりづらいといった声でした。

このような点についても、町側の認識はどのように捉えておられるのでしょうか。

また、多くの中学生が登下校時にこの交差点、地下道を利用しております。これから日が沈む時間が早くなります。当然、服装も夏服の白色のポロシャツから冬服の制服にかわり暗いものへとかわることから、自動車を運転する方から気づかれるのに遅くなる可能性がふえてくる季節となります。特に、雨の降っているときや、部活動などで帰りが遅くなったときなどは危険がいっぱいですので、やはり指摘しました点から、よく執行部の皆様にはお考えをいただき、この交差点に横断歩道、押しボタン信号機の設置が必要だというふうにご認識をいただき、町の見解をお聞かせください。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

2点、今ご質問があったかと思えます。

最初に、地下道に対する町の見解について

お答えいたします。

地下道は、交通量の多い道路を安全に横断する通路としては有効であると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、地下道は見通しが悪く、犯罪の発生する危険性もあることから、当該地下道には防犯ベルや地下道の中の状況がわかるカーブミラーが設置されておりますが、現状では防犯上の課題もあるというふうに考えております。

また、地下道の中は4方向に分かれているため、どの方向が目的地に向かっているのかわかりづらいという点は認識しております。

また、交差点に横断歩道、押しボタン信号が必要ではないかというご質問でございますが、交通安全の観点から通学時には地下道を利用することが望ましいと考えてはおりますが、今ほどもお答えしたとおり、防犯上の課題もあり、利用者も少ないという現状から、議員ご指摘の横断歩道などの安全対策は必要であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 本来ならば、私の質問のときには、よくパネルやそういった参考資料を提示するのが私の一般質問のやり方でありましたが、今回は写真やビデオも撮ったんですが、中学生の保護観点、誰がこういうような違反行為をしているかわかってしまうということや、いつも通る時間帯の車の特定ができってしまうということから、今回は提出しませんでした。そういったこともありますので、やはりこれから町のほうで、今ほど答弁いただいたようにしっかりと要望を重ねていただきたいと思います。

次に、この交差点の矢印信号の改良についてお伺いいたします。

昭和54年に完成して以来、当時と状況も大きく変わっていないわけですが、信号機について、向栗崎方面から金沢へ右折時

の矢印信号がないということで、多くの方から要望を受けてまいりました。

以前、全ての信号機を一旦赤信号にして交差点内で待機している車を速やかに移動できるようにするというようなご答弁をいただきました。そのことにより危険が解消されると見解を述べられております。以前と何ら変わっていないように思うのは私だけでしょうか。全ての信号機が赤になっている時間帯がどれだけあるのか。このことについてお聞きいたします。

そもそも私は、この交差点内の構造上に問題があると考えております。初めからこの交差点の大きさなどを考慮された設置になっていない。ロータリーで停止して、少しでも前に進むと信号機が全く見えない。自分の背中部分に信号機が行ってしまう。

そういったことから、朝の通勤ラッシュの時間帯は、金沢方面に右折する車が大きなウェートを占めているにもかかわらず、1回の信号で行ける車の台数は3台程度しか曲がれない状況であります。この状況を緩和してほしいといった要望を受けて、現地を何度も見てまいりましたが、反対車線に飛び出て、高架下で右折を待つといったかなり危険な行為をする方が見受けられました。現に交差点の内側の縁石には多くのタイヤ跡が残っており、縁石にぶつかっていることが証明されます。

何度も繰り返しになりますが、このまま放置しておく大変危険なことであります。町として、このことについてどのように認識しておられますか。町の考えをお聞かせください。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えいたします。

向栗崎交差点につきましては、平成20年度に夷藤議員から危険性を指摘され、以後、津幡警察署に対し、歩行者用信号機や横断歩道の

設置のほか、向栗崎方面から金沢方面への右折対応などについて、毎年要望しているところでございます。

現在、金沢方向への右折時における赤信号の時間は通常より長く設定されているなど改善されている部分もありますが、対策は十分であるとは考えておりません。

今後、歩行者用信号機の設置など最善の方法を講じていただくよう、引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 今ほどのご答弁もありがとうございました。

今後また粘り強く要望していくというお答えをいただきました。

この問題の最後に、今ほどの交差点内の2つのことについての要望の仕方について、私から質問と提案をさせていただきたいと思っております。

石川県公安委員会に出している要望書の取り扱いを、もう一度全体像を考え、町の単独要望で出されているものでしたら、例えば町会、区会、PTA要望として各団体として要望に厚みや重みを持たせるなどといった工夫など必要ではないかというふうに思います。

今、町から出されているものは紙ベース1枚に各連名で団体名とかが書かれて要望がされていると思っておりますが、いろいろな方々からの思いや形になった要望が出されているのか少し疑問でなりません。

そういった各種団体全ての方々が一つ一つの要望書として出して、また公安委員会にその要望団体が直接赴き、要望を訴えるそういった機会も必要ではないかと思っておりますが、今後、検討していただけるのか町の見解をお聞かせください。

○議長【中川達君】 総務部長、長谷川徹君。

〔総務部長 長谷川徹君 登壇〕

○総務部長【長谷川徹君】 ご質問にお答えい

たします。

現在、町から提出する要望書につきまして、地元町会など各種団体からの要望書を添えておりますが、議員ご指摘の要望書の取り扱いについては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 議長、ありがとうございます。お取り計らい。

ちょっと体調が思わしくないものでありまして、皆様には体調管理をしっかりせよということをおっしゃっておりますが、私自身、余り体調がよくないということで申しわけございません。

最後の質問は、庁舎内の温度管理についてということでお聞きいたします。

昨日は、午後から大変暑い議場になりました。突然の空調設備の故障によるなど、議場の温度は32度を超えて、非常に熱いバトルが、激戦が繰り広げられるかと思いましたが、空気を読んでいただいた議員の皆様は、速やかに質問を終えられ、暑い議場から退席するといった、皆様の温かいお志しをいただいたような質問事項ではなかったかなというふうに思っております。

議員をさせていただいていることから、いろいろな公共機関に赴くことが普通の方より多いと思います。私的には、内灘町役場は比較的涼しいと思いましたが、7月の猛暑日に1階の窓口に行く機会がありました。そこで町民の方から「役場も暑いね」と声をかけられました。そこで、1階で仕事をされている職員の一部の方から「庁舎内の温度はどうですか。暑いですか、涼しいですか」とお聞きをいたしましたところ、「やっぱり暑いね」って、「暑いと疲れるね」っていうようなお言葉が返ってまいりました。

私も暑いと感じたのは、自動ドアが開くたびに外から暑い熱風が勢いよく吹き込んでく

る。1階、2階は構造上吹き抜けになっており仕切りがないため、本当に暑いということです。3階、4階、5階は階ごとに仕切られていることで庁舎内の温度にばらつきがあると思います。

ここで、皆様もご存じかと思いますが、兵庫県姫路市の取り組みを紹介したいと思います。

兵庫県姫路市は、市の庁舎内の温度をことしの夏は例年より3度下げて25度にするとう発表しました。環境省は、クールビズ期間の室温の目安を28度と推奨しているが、市は25度のほうが仕事の効率が上がるとの科学的な提言を踏まえて試行する。オフィスの快適な室温は本当に28度か。

市によると、7月16日から8月30日まで午前8時35分から午後5時20分まで、本庁舎のロビーや執務室で室温25度を実施する。残業時には未定ということで、きっかけは清元秀泰市長と親交がある大阪市立大学大学院の梶本修身特任教授の提言だ。平均室温が25度から28度になると、クールビズ期間を通して1平方メートル当たりで72円の節電になるが、作業効率の低下で29分残業がふえて経済的負担も出るという研究があることを紹介。快適な室温制御をすることで、労働者の健康、仕事効率が向上し、残業の削減などの経済効果が得られるかを科学的に検証すべきだとして、室温を25度から26度にするを提言いたしました。

医師でもある清元市長がこれを知り、市庁舎での試行を決めた。試行後の9月には、残業時間や電気代の増減などを調べ、職員に仕事効率や快適さ、疲労度などのアンケート調査する予定とお聞きしております。

清元市長は、労働環境を整えて働き方改革に寄与したい。省エネに逆行する考えはないと話した。

環境省は、2005年から地球温暖化対策のため、クールビズの際には冷房を28度に設定することを呼びかけてきました。同省の担当者

は「25度に下げた自治体は聞いたことがない」とし、「28度はあくまで目安。健康や仕事効率などに影響が出ない範囲で設定してほしい」と話した。

姫路市の取り組みを踏まえて、この点について4点についてお伺いいたします。

1、庁舎内の温度は適正だと思うかお聞きいたします。

○議長【中川達君】 総務課長、中川裕一君。
〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 ご質問にお答えいたします。

庁舎内の温度につきましては、外気の状態、来庁者の出入りなどに配慮し設定しておりますが、庁舎全体を一定に保つことが難しい状況であることから、快適だと思っていない職員がいることは認識しております。

以上であります。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 今ほどの答弁でいくと、一部の職員が快適だというふうに思っていない職員がいるというような答弁になってしまっていますが、やはり全体的に、先ほど述べたように調査を今後していつてもらいたいというふうな思いもあるんですが、一部の職員さんだけ、ワンフロアみんな、1階も2階もやはり暑いという認識を持っている職員さんが多いということなんですけれども、そのことについて私は問うとるわけで、一部の職員さんを名指しで、この人たちが暑いつて言っとるからどうのこうのというんじゃないということをご理解いただきたいと、まずお願いをしておきたいと思えます。

職員さんの温度に関する認識はどのように捉えておられるのでしょうか。この点についてお聞きいたします。

○議長【中川達君】 総務課長、中川裕一君。
〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 室温を28度に保つには、空調設備の温度設定をそれ以下に設定

する必要があることは十分認識しております。外気温の状況に応じて、適宜対応しております。

しかしながら、先ほど議員がご指摘されましたとおり、役場庁舎においては1、2階が吹き抜けになっていることから、構造上、一定の室温に保てないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 済みません。動作が遅くて申しわけありませんけど。

一般調査会社によりますと、一般の会社の方々にアンケートをとりますと、室温28度設定するのか、機械を28度にするのかというそういった質問の中で、認識の中で20%の方々が機械の温度を28度にするという認識を持たれていると。十何%しか室温を28度設定するという事は機械の設定を25度以下にしなければ室温が28度にならないという、そういった間違った認識をしている国民が多いということでございますので、また、そういった認識の中、今後、庁舎の温度管理についてもお願いしたいと思います。

また、3番目の質問は、ことしの暑さで窓口業務を行うに当たって、暑さによる町民の皆様がいららするようなことはなかったかについてお伺いいたします。

○議長【中川達君】 総務課長、中川裕一君。
〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 先ほどの質問にもお答えいたしましたが、職員に関しましては快適だと思っていない職員がいることは認識しております。町民に関しても同じような形で不快に思っている方がいるのではないかと思います。

職員に対しましては、窓口対応については、常日ごろから親切丁寧を心がけまして、町民の方に不信感や不満を与えないような指導をしているところでございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 先ほどお聞きしましたが、4番目の質問は、職員の仕事効率や快適さや疲労度などについてのアンケートを実施する考えはないかということと、また温度についてのそういったアンケートを今後町のほうでしていく考えはないかについて、町の考えをお聞かせください。

○議長【中川達君】 総務課長、中川裕一君。
〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 ご質問にお答えします。

役場庁舎の温度管理につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、構造上、一定の温度を保てない状況であります。特に外気温の高い日には各フロアの職員に状況を確認し、適宜、温度調整を行っております。

したがいまして、現段階ではアンケートの実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長【中川達君】 夷藤満君。

○10番【夷藤満君】 今ほど一定のお伺いをいたしました。

しかしながら、やはり職員さんを一部の方がとか、町民の方でやはりそういった疑念を持たれる方がおるといっているのであれば、幾分はアンケートなり庁舎にお越しになった町民の皆様の声を聞くといった、職員さんだけではありません。このアンケートというのは。町民の来庁者に対しても町の温度とかそういった町に対する疑念ではありませんけれども、そういったものがないでしょうかというようなお尋ねのそういったアンケートの中に温度管理とかそういったものをつけ加えていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はこれで終わりますが、最後に一言。

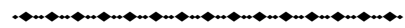
あしたも台風の影響で大変暑くなると予想されております。最高気温が30度以上になる

ことが考えられますので、内灘中学校体育祭には万全を期して臨まれますよう、体調管理や水分補給をしっかりといただき、体育祭がすばらしいものになりますよう願って、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【中川達君】 夷藤議員の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。



○散 会

○議長【中川達君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日7日から17日までの11日間は議案調査及び議案委員会審査のため休会といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。よって、あす7日から17日までの11日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、来る18日は午後1時から本会議を開き、各委員長の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

皆様、どうも大変ご苦勞さまでございました。

午前11時46分散会